

近江八幡市の文化振興

(令和7年度版)



(文化会館整備事業)

令和8年3月

近江八幡市

目 次

第 1 章 文化振興基本計画の概要

1. 文化振興基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 文化振興基本計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 事業評価方法について(事後評価)・・・・・・・・・・・・ 5
5. 事業一覧(令和 6 年度実施事業)・・・・・・・・・・・・ 6

第 2 章 事業評価報告

1. 事業評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 事業実施状況(令和 6 年度)・・・・・・・・・・・・ 2 4

(参考資料)

1. 近江八幡文化振興条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
2. 令和 7 年度近江八幡市文化振興審議会委員名簿・・・・・・・・ 6 0
3. 令和 7 年度近江八幡市文化振興基本計画
進捗管理プロジェクト委員名簿・・・・・・・・・・ 6 1

第1章 文化振興基本計画の概要

1. 文化振興基本計画について

現代社会は、価値観の多様化やグローバル化、少子高齢化や高度情報化の進行、環境問題の深刻化や自然災害の多発など、人々の暮らしや都市を取り巻く状況は大きく変化し、先行き不透明な時代といわれています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は我々の行動変容を余儀なくし、新しい生活様式を生み出しました。こうしたなか、人々はこれまで以上に、単なる物質的な豊かさだけでなく、精神的なゆとりや豊かさを求め、文化に対する関心を寄せています。生きがいのある市民の暮らしと温かいふれあい、豊かな地域社会の形成に、近江八幡市の文化特性を活かしていくことがますます期待されています。

国の動きとしては、平成13年に文化芸術政策の指針を定めた「文化芸術振興基本法」が制定されました。また平成24年には、実演芸術の水準向上を図った「劇場・音楽堂等活性化法」が成立し、公共劇場の使命を、教育機関、福祉機関との連携、地域コミュニティの活性化などに求めています。さらに、平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され成立した「文化芸術基本法」は、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連分野の政策と有機的に連携させることなどを盛り込みました。また同時に、社会包摂の概念を提示し、共生社会形成に向けた方法を示しており、このことは平成30年の「障害者文化芸術活動推進法」成立にもつながっています。

本市では、合併前の旧安土町において、昭和60年3月に「安土町文化条例」が制定され、また、旧近江八幡市においては、平成19年3月に「近江八幡市文化振興基本計画」が策定され文化施策を推進してきました。

合併後の平成26年3月には、「近江八幡市文化振興条例」が制定され、文化の振興に関する基本理念を定め、市および市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、個性豊かで活力ある地域の文化生活に寄与することとしています。

この条例に基づき、平成28年3月に、平成28（2016）年度から令和7（2025年度）までの10年間の計画の期間とする『近江八幡市文化振興基本計画』を策定しました。文化振興基本計画では、本市の有する多様な文化資源を活かして豊かな文化的都市景観を形成しながら、歴史的文化遺産を守り、地域産業の振興や文化活動の担い手の育成に資する、4つの基本理念を掲げ、その理念に基づき6つの基本方針を定めています。

2. 文化振興基本計画の体系

近江八幡市文化振興基本計画

基本目標

基本施策

具体的取り組み

Ⅰ 文化的都市景観の形成

(第14条)

1. 文化的な環境・景観の
保全と継承

- ① 環境保全対策
- ② 風景計画

2. 歴史、文化と調和のとれ
たまちづくり

- ① 歴史・文化環境の保存・整備
- ② 食文化の継承と振興
- ③ 地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進

3. 地域文化の継承と発展

- ① 地域に根ざした文化活動の継承と活用
- ② 歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用
- ③ 伝統文化の担い手の育成
- ④ ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり

Ⅱ 歴史的文化遺産の保存と継承

(第7条、第11条)

1. 伝統文化の保存と継承

- ① 歴史的遺産、伝統文化の継承と発展
- ② 豊かな自然環境の活用
- ③ 人的資源の発掘と連携

2. 文化財の保存と活用

- ① 伝統的建造物群保存地区の保存・活用
- ② 無形文化財の保存
- ③ 埋蔵文化財の保護・保存と活用
- ④ 市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進
- ⑤ 体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実

Ⅲ 文化交流と地域産業の振興

(第10条、第12条)

1. 文化交流の促進

- ① 海外の姉妹都市との文化交流の促進
- ② 夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進

2. 地域資源を活かした産業
や観光の振興

- ① 近江八幡版 DMO の推進
- ② 西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進
- ③ 沖島と湖魚文化(料理)を活用した取り組み
- ④ 市の歴史文化を活かしたロケツーリズムの推進

近江八幡市文化振興条例

基本目標

基本施策

具体的取り組み

IV 文化芸術創造都市の創出

1. 多様な文化活動の推進

- ① 市民主導の文化芸術活動の育成
- ② 地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造
- ③ 体験や参加、参画機会の充実
- ④ 文化芸術に接する機会の拡充
- ⑤ 誰もが文化活動に参加できる環境づくり
- ⑥ 顕彰の実施
- ⑦ 文化会館の積極的な利用

2. 文化の情報の収集と発信

- ① 文化情報の収集・発信
- ② 文化団体に関する情報の発信
- ③ 文化団体の交流の場の確保
- ④ 文化情報のネットワークづくり
- ⑤ 近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携
- ⑥ 図書館資料と専門職員の充実

(第9条、第15条)

V 文化活動の担い手の育成

1. 文化を創造する人材の育成

- ① 後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成
- ② 子どもたちの文化創造体験の拡充
- ③ 地域文化振興の担い手の育成

2. 文化によるまちづくり

- ① 市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興
- ② 地域の文化団体による文化活動の推進
- ③ 学校教育における文化活動の充実
- ④ 医療機関、福祉施設等との連携
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み

(第13条)

VI 協働の仕組みづくり

1. 文化施設の有効活用

- ① 文化会館の利用促進
- ② 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
- ③ 施設・設備の充実等
- ④ 県・近隣市町との交流・連携

2. 市民との協働

- ① 市民文化活動への支援の拡充
- ② 市民が主役の文化振興の仕組みづくり
- ③ 市民参画・協働型事業の充実

(第8条、第16条)

3. 計画の進捗管理

近江八幡市文化振興基本計画の推進にあたっては、市や市民、文化団体、地域団体、文化人、アーティスト等それぞれによる主体的かつ活発な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、市の文化施策については、個別事業の進捗管理を中心に、関係各部局間が連携・調整を図り、効率的・体系的に施策を推進するものとし、「評価・検証・審議」を通して、文化振興基本計画との整合性を図りながら、文化振興推進のための施策を総合的に展開していきます。このため、次の組織により計画の実効性を高めていくこととしています。

【文化振興審議会】

学識経験者、文化振興に関して識見を有する市民等で組織し、本市における文化施策全般についての審議を行う「文化振興審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い視野や観点から、文化振興基本計画の各施策・事業の進捗管理や評価、事業提案等を行います。

【文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会】

市の文化関連事業実施課職員の中から構成する、計画の進捗管理を行うための委員会で、各課が実施した文化関連事業について点検・評価を行います。

【庁内体制および事務局】

市の総合政策部文化振興課に文化振興審議会および文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整を行い、文化振興関連施策の進捗管理や点検評価について企画調整を行います。

4. 事業評価方法について（事後評価）

文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会では、市の文化関連事業実施課が前年度に実施した事業について自己評価した結果を客観的に点検・評価し、文化振興基本計画の基本施策から見た事務事業評価を行いました。また、プロジェクト委員会で評価した結果を、文化振興審議会で幅広い観点から審議し、その結果を取りまとめました。

【基本施策からみた事業評価】

文化振興基本計画では、4つの基本理念に基づき6つの基本目標を設定しています。基本目標にはそれぞれ基本施策と具体的取組があり、これらの体系に基づき各事業は実施されていますが、基本施策の立場から事業の貢献度、進捗状況等を評価し、文化振興の面から見た事業間の優先度を判定し総合的に評価しました。

プロジェクト委員会および文化振興審議会では、基本施策として各事業から相対的に力を入れて取り組む必要がある事務事業を重点事業（今年度は「文化振興の中核を担う社会教育施設に関連する事業」を抜粋）として評価し、その結果を記載しています。なお、未選出事業であっても、今後、事業縮小、廃止を検討する性格の評価ではありません。

※事業評価結果は、最終的に市の方針として決定されるものではありませんが、市として現状をふまえ、今後どのように取り組むべきか方向性を見出すための重要な情報として位置付けています。したがって、市ではこの情報を事業実施課が有効に活用し、文化振興基本計画との整合に努めるものとします。

基本理念

- ◆ 文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動に参加できる環境の整備が図られなければならない。
- ◆ 市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- ◆ 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- ◆ 先人たちの営みによって築かれた文化が市民共有の財産としてわかちあわれ、次代に引き継がれるよう配慮されねばならない。

事業一覧（令和6年度実施事業）

◎審議会
●プロジェクト委員会

基本目標	基本施策	具体的取組	No.	事業名	担当課	文化の区分(※)	R6重点事業
Ⅰ 文化的都市景観の形成	1. 文化的な環境・景観の保全と継承	①環境保全対策	1	びわ湖を美しくする運動	近江八幡市水産協議会（事務局：農業振興課）	都市文化（環境）	
			2	伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化（景観）	●
		3	環境保全対策事業	環境政策課	都市文化		
		②風景計画	4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	都市文化（景観）	
	2. 歴史、文化と調和のとれたまちづくり	①歴史・文化環境の保存・整備	5	河川管理事業	土木課	都市文化（環境）	
			6	選択無形文化財保存事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	
		②食文化の継承と振興	7	水郷ブランド農産物認証制度	農業振興課	都市文化	
			8	学校給食「はちまんの日」の実施	学校給食センター	市民文化 都市文化	●
		③地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進	9	安土文芸の郷指定管理事業	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市民文化 都市文化	●◎
	3. 地域文化の継承と発展	①地域に根ざした文化活動の継承と活用	10	ふるさと文化育成事業（地域まちづくり支援交付金事業）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協議会課）	市民文化 都市文化	
			11	文化団体活動支援事業	文化振興課（文化振興G）	市民文化 都市文化	●◎
		②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用	12	人生伝承塾	生涯学習課	都市文化	
		③伝統文化の担い手の育成	再	選択無形文化財保存事業（6の再掲）	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	
④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり		再	学校給食「はちまんの日」の実施（8の再掲）	学校給食センター	市民文化 都市文化	（●）	
13		やまのこ・たんぼのこ体験学習	学校教育課	都市文化 市民文化			
Ⅱ 歴史的文化遺産の保存と継承	1. 伝統文化の保存と継承	①歴史的遺産、伝統文化の継承と発展	14	茶道体験	幼児課	市民文化（生活）	●◎
			15	図書館運営事業（地域資料のデジタル化）	図書館	都市文化	
		16	安土城天主信長の館 自主文化事業	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市民文化 都市文化		
		②豊かな自然環境の活用	17	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境政策課	都市文化	
	③人的資源の発掘と連携	再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都市文化		
	2. 文化財の保存と活用	①伝統的建造物群保存地区の保存・活用	再	伝統的建造物群保存地区保存事業（2の再掲）	文化振興課（文化財保護G）	都市文化（景観）	（●）
			18	ライティングプロジェクト事業	観光政策課	都市文化（景観）	
		②無形文化財の保存	19	指定文化財保存事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化（景観）	
		③埋蔵文化財の保護・保存と活用	20	埋蔵文化財発掘調査事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	
		21	市史編纂事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化		
④市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進		22	旧伊庭家住宅施設維持管理事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化		
⑤体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実	23	歴史文化資産普及啓発事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	●◎		
Ⅲ 文化交流と地域産業の振興	1. 文化交流の促進	①海外の友好都市との文化交流の促進	24	国際交流事業	まちづくり協働課	都市文化	●
			25	朝鮮通信使関連推進事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	
		②夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進	26	広域観光および友好都市交流事業（富士宮市親善訪問）	観光政策課	都市文化	
	27	夫婦都市児童相互交流事業	学校教育課	都市文化	●		
	2. 地域資源を活かした産業や観光の振興	①近江八幡版DMOの推進	28	観光ブランディング事業	観光政策課	都市文化	
			29	沖島琵琶島振興事業	企画課	市民文化 都市文化	●
		②西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進					
④市の歴史文化を活かしたロケツーリズムの推進		30	VR安土城事業	文化振興課（文化財保護G）	都市文化		

市民文化 … 市民が創出する文化。年齢、性別、国籍や体力・障がいの有無にかかわらず、すべての人にアートに触れる権利があり、その権利を保障していこうとするもの。公平・平等・緻密がコンセプト。大きく分けて茶道、華道その他生活に係る生活文化と、音楽や美術等の芸術文化がある。

都市文化 … 単なるハードとしての空間設備や環境整備だけでなく、総体として（八幡堀、安土城跡等の）観光資源なども含む。人間同士のつながりを重視し選択的・集中的戦略的に行うべき政策。環境形成に関するもの、景観形成に関するものなどがある。

基本目標	基本施策	具体的取組	No.	事業名	担当課	文化の区分(※)	R6重点事業	
IV 文化芸術創造都市の創造	1. 多様な文化活動の推進	①市民主導の文化芸術活動の育成	再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	●◎	
		②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造	31	多文化共生推進事業	まちづくり協働課	都市文化 市民文化		
		③体験や参加、参画機会の充実	再	茶道体験（14の再掲）	幼児課	市民文化（生活）	●◎	
			32	市民文化祭共催事業	文化会館	市民文化		
			33	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市民文化		
			34	音楽振興事業	文化振興課（文化振興G）	市民文化	●◎	
			35	ブックスタート事業	図書館	市民文化		
			36	図書館運営事業（おはなし会）	図書館	市民文化		
			37	図書館運営事業（ブックトーク）	図書館	市民文化		
			38	図書館運営事業（図書館見学）	図書館	市民文化		
			39	図書館運営事業（職場体験等）	図書館	市民文化		
			40	本のまち！動く図書館事業	図書館	市民文化		
		④文化芸術に接する機会の拡充	再	茶道体験（14の再掲）	幼児課	市民文化（生活）	●◎	
			41	文化会館自主文化事業	文化会館	市民文化		
			42	中央公民館講座	生涯学習課	市民文化	●	
			43	市民大学講座	生涯学習課	市民文化		
			44	やよいコンサート	総合医療センター総務課	市民文化（音楽）		
			45	絵画展示	総合医療センター総務課	市民文化（美術）		
			46	左義長まつり写真コンクール	観光政策課	市民文化 都市文化		
			47	図書館運営事業（歴史講座、コンサートの開催）	図書館	市民文化		
			再	安土文芸の郷指定管理事業（9の再掲）	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市民文化	●◎	
			48	関連施設における自主事業（資料館、旧西川家住宅、かわらみづアム、特別史跡安土城跡ガイダンス施設）	文化振興課（指定管理）	都市文化 市民文化		
		49	関連施設における自主事業（安土城郭資料館、白雲館）	観光政策課（指定管理）	都市文化 市民文化			
		50	市美術展覧会	文化振興課（文化振興G）	市民文化（美術）	●◎		
		⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり	51	人権フェスティバル	人権・市民生活課	市民文化	●	
			52	人権尊重のまちづくり市民講座	人権・市民生活課	市民文化		
			53	人権尊重のまちづくり推進員事業	人権・市民生活課	市民文化		
			再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	市民文化		
			54	図書館運営事業（貸館）	図書館	市民文化		
			55	文化会館管理事業（貸館）	文化会館	市民文化		
			56	障害者福祉事務事業	障がい福祉課	市民文化		
			57	市民共生センター運営事業（地域共生型サークルづくり）	障がい福祉課（市民共生センター）	市民文化	●	
			58	市民共生センター運営事業（ふくふくフェスタ）	障がい福祉課（市民共生センター）	市民文化		
		⑥顕彰の実施	59	子ども文化芸術賞	文化振興課（文化振興G）	都市文化	●◎	
		⑦文化会館の積極的な利用	再	文化会館自主文化事業（41の再掲）	文化会館	市民文化		
		2. 文化の情報の収集と発信	①文化情報の収集・発信	60	広報事業	秘書広報課	市民文化	
				61	読書活動推進事業（館報、ホームページ）	図書館	市民文化	
				62	ウォーリス建築文化ネットワーク	文化振興課（文化財保護G）	都市文化	
				63	マナビ通信	生涯学習課	市民文化	●◎
			②文化団体に関する情報の発信	64	広報活動	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市民文化	
				65	文化団体機関紙発行（文化団体活動支援事業）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	
			③文化団体の交流の場の確保	再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	市民文化	
			④文化情報のネットワークづくり	再	各学区文化祭（33の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市民文化	
				再	観光プランニング事業（28の再掲）	観光政策課	都市文化	
			⑤近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携	再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都市文化	

基本目標	基本施策	具体的取組	No.	事業名	担当課	文化の区分(※)	R6 重点事業	
IV 文化芸術創造都市の創造	2. 文化の情報の収集と発信	⑥図書館資料と専門職員の充実	66	読書活動推進事業（資料収集）	図書館	市民文化		
			67	読書活動推進事業（雑誌スポンサー）	図書館	都市文化		
V 文化活動の担い手の育成	1. 文化を創造する人材の育成	①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成	68	いきいき職員育成事業	人事課	都市文化		
			69	バイフォルガン奏者育成事業	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	都市文化 市民文化（音楽）	●	
		②子どもたちの文化創造体験の拡充	70	青少年美術展覧会	学校教育課	市民文化（美術）	●◎	
			71	アートで広げる子どもの未来プロジェクト事業	文化振興課（文化振興G）	市民文化	●◎	
			再	音楽振興事業（34の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化		
	③地域文化振興の担い手の育成							
	2. 文化によるまちづくり	①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興	再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市民文化		
			再	文化会館管理事業（貸館）（55の再掲）	文化会館	市民文化		
			再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	（●◎）	
		②地域の文化団体による文化活動の推進	再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	（●◎）	
			再	各学区文化祭（33の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市民文化		
			再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都市文化		
		③学校教育における文化活動の充実	再	図書館運営事業（ブックトーク）（37の再掲）	図書館	市民文化		
			72	図書館運営事業（学校図書館活用支援事業）	図書館	市民文化		
			再	音楽振興事業（34の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化（音楽）		
			再	やよいコンサート（44の再掲）	総合医療センター総務課	市民文化（音楽）		
		④医療機関、福祉施設等との連携	再	絵画展示（45の再掲）	総合医療センター総務課	市民文化（美術）		
			73	市民共生センター運営事業	障がい福祉課（市民共生センター）	市民文化		
		VI 協働の仕組みづくり	1. 文化施設の有効活用	①文化会館の利用促進	再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	都市文化
74					近江八幡市文化振興審議会	文化振興課（文化振興G）	都市文化	
②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	75			文化振興基本計画進捗管理	文化振興課（文化振興G）	都市文化		
	③施設・設備の充実等			76	図書館施設維持管理事業	図書館	都市文化	
				77	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課（市民共生センター）	都市文化	
				78	文化関連施設維持管理（指定管理施設）	文化振興課（指定管理）	都市文化	
				79	文化関連施設維持管理（文化会館）	文化会館	都市文化	
	80			文化会館整備事業	文化振興課（文化振興G）	都市文化		
81	文芸セミナーヨ等長寿命化整備事業			文化振興課（文化振興G）	都市文化	●		
82	市民共生センター整備事業			障がい福祉課（市民共生センター）	都市文化			
2. 市民との協働	①市民文化活動への支援の拡充		再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市民文化		
			再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	（●◎）	
			85	文化関連事業に対する後援	文化振興課（文化振興G）	市民文化		
	②市民が主役の文化振興の仕組みづくり		再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市民文化		
			再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課（文化振興G）	市民文化	（●◎）	
	③市民参画・協働型事業の充実		86	広聴事業 未来を築く提言	秘書広報課	市民文化		
			87	図書館資料リサイクル事業	図書館	市民文化		
88	近江八幡市障がい児者の居場所づくり事業	障がい福祉課（市民共生センター）	市民文化					

第2章 事業評価報告

1. 事業評価結果

基本目標Ⅰ 文化的都市景観の形成

市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとします。

基本施策1. 文化的な環境・景観の保全と継承（都市文化政策）4事業

近江八幡市の魅力ある風景を守り、次世代に引き継ぐことにより、文化的な環境・景観づくりに努めます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①環境保全対策		1	びわ湖をきれいにする運動	近江八幡市水産協議会 （農業振興課）	都
	●	2	伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業	文化振興課	都
		3	環境保全対策事業	環境政策課	都
②風景計画		4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見
<p><No.2 伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建造物に対する保存修復のための金銭的な補助は行っている。ただ、修理ののちに建造物を活用する方法がまだ手探りの状態であり、今後の課題である。 ● 伝統的建造物の修理を行ったのちに、その利活用に対する当事者の意識の醸成が重要だと考える。 ● 文化財の文化的価値と不動産価値を別個に考えて、それぞれの場合からみて伝統的建造物群保存地区のまちづくり計画をつくることが求められる。

基本施策2. 歴史、文化と調和のとれたまちづくり（都市文化政策・市民文化政策）5事業

創造性豊かな地域の特色ある資源の活用は、地域の魅力的なまちづくりにつながります。このため、地域固有の文化資源を掘り起こすとともに、伝統に基づく食文化やものづくり技術などを活用することなどにより、歴史・文化環境と調和のとれたまちづくりにつなげていきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①歴史・文化環境の 保存・整備		5	河川管理事業	土木課	都
		6	選択無形文化財保存事業	文化振興課	都
②食文化の継承と 振興		7	水郷ブランド農産物認証制度	農業振興課	都
	●	8	学校給食「はちまんの日」の実施	学校給食センター	都
③地域の文化資源 を活用した文化芸 術活動の推進	●◎	9	安土文芸の郷指定管理事業	文化振興課（安土町文芸 の郷振興事業団）	市 都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見

<No.8 学校給食「はちまんの日」の実施>

- 各校、食事の際に「はちまんの日」に関連する内容を校内放送で流しているが、その効果を量ってみてはどうか。例えば、放送が流れていることで給食を食べ残す学生が増減するのかなど捉えてはどうだろうか。

<No.9 安土文芸の郷指定管理事業（全体）>

- ◎ 少ない人数で頑張っておられますが、前と比べて改善されたとか、工夫されたことがあれば、事業実施にかかる効果に書いていただけるとよいと思います。障がい者の方とか、高齢者の方ということもありましたが、何か工夫されたことがあれば、記載があるとよいと思います。あと、今後の方向性に老朽化のことが出てくるので、安全性やサービスについても、きちんと追いかけていただきたいと思います。
- ◎ 文芸セミナーヨに時々行きますが、交通がもう少しよくなればと、いつも思っています。赤こんバスで2時間位待ってからコンサートが始まるという時もあり、市で考えていただければと思います。

<No.9 安土文芸の郷指定管理事業（ワンコインコンサート）>

- 長期間継続して子どもが参加しやすい事業を誰もが音楽に触れやすい事業を継続して実施しており、一定のリピーターを確保している点は評価できる。はじめて参加される方も比較的多い数値となり、新規の人にもリピーターにもバランスよく目的に添って行われていると思う。
- 指定管理者の強みであると思うが、入場料を500円でこの事業ができるということは凄いと思う。指定管理料の収入があるところからできるのではと思う。文化会館でこの値段で行うと赤字になる。

<No.9 安土文芸の郷指定管理事業（はつらつコンサート）>

- 長期間継続して子どもが参加しやすい事業を誰もが音楽に触れやすい事業を継続して実施しており、一定のリピーターを確保している点は評価できる。はじめて参加される方も比較的多い数値となり、新規の人にもリピーターにもバランスよく目的に添って行われていると思う。（ワンコインコンサートに同じ）

<No.9 安土文芸の郷指定管理事業（クラシックコンサート）>

- クラシックコンサートは、市外の人参加が中心で市内の人参加が少ない。安土地域の振興が目的であるため、地域の方がもう少し参加するプログラムができればよいのではないかと。
- 近江八幡市民はクラシックという感じではないが、市民を育てるという意味で粘り強く続けていく必要があると思う。

<No.9 安土文芸の郷指定管理事業（キッズダンス教室）>

- ヨガや高齢者向けの健康教室などもされており、複合施設として音楽だけでなく体育振興の参加しやすい事業が行われているため、今後も継続していただければと思う。
- ◎ キッズダンスは、参加者の満足度は100%で、素晴らしいということになるかと思いますが、実際の参加者は合計で19名しかいない。せっかく行っている事業が、極少数の人だけで、非常によかったとなつてはいないかと思えます。そこで、もっと多くの人に参加してもらおう工夫というか、横展開を考えないといけないと思えます。広報活動により、よい部分を周知し、活動を広げていくような展開を努力しないとイケないのではと思います。

基本施策3. 地域文化の継承と発展（市民文化政策・都市文化政策）6事業（内再掲2事業）

私たちは地域の独自のすばらしい文化の中で暮らしています。世代を越えて受け継がれてきた地域文化を絶やすことなく後世へ伝え広げるとともに、新たな文化の創造へつなげていくことが重要です。このため、郷土の偉人を顕彰するとともに、地域に根ざした文化活動を支援し、地域性豊かな市民文化の振興に努めます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①地域に根ざした文化活動の継承と活用		10	ふるさと文化育成事業（地域まちづくり支援交付金事業）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市都
	●◎	11	文化団体活動支援事業	文化振興課	市都
②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用		12	人生伝承塾	生涯学習課	都
③伝統文化の担い手の育成		再	選択無形文化財保存事業（6の再掲）	文化振興課	都
④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり	（●）	再	学校給食「はちまんの日」の実施（8の再掲）	学校給食センター	市都
		13	やまのこ・たんぼのこ体験学習	学校教育課	都市

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見
<p>＜No.11 文化団体活動支援事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり芸術振興事業補助金は市民の中からこういうことがしたいと、多くの市民を対象とした事業を行われているものが多く、文化の幅を広げるという意味ではよいのではないかと。 ● 文化団体連合会の各団体とも熱心に取り組まれているが、所属団体以外への波及効果としてどういふものがあるのか見えずらい。自分達の活動だけで満足する、完結するのではなく、もう少し外に出ていくような事業展開を検討されるのがよいのではないかと。 ● 目標設定にある機会創出するというところまでは文化団体連合会の活動ではできていないのではないかと。 ◎ 補助金を出すということが方針に沿うというのは、そのとおりだと思いますが、お金を出すだけでなく、近年は活動しやすいようにサポートしていくなどお金以外の面も、各自治体で行われているケースもあり、そうした部分がどうなのかと気になります。 ◎ 参加の機会の拡充を評価としてあげておられるため、もっと市民の皆さんに伝わるような広報がなされるとよいと思います。

基本目標Ⅱ 歴史的文化遺産の保存と継承

市は、地域の文化財、伝統的な行事等の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに、伝統的な芸能の継承及び発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備及び公開に努めるとともに、伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

基本施策1. 伝統文化の保存と継承（都市文化政策・市民文化政策）5事業（内再掲1事業）

本市には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、近江八幡のアイデンティティでもある湖や緑豊かな自然環境もあります。さらに、古くからゆかりの文化人が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも本市を愛するすべての市民が近江八幡の文化資源といえます。これら本市の持つ文化の力を発揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①歴史的遺産、伝統文化の継承と発展	●◎	14	茶道体験	幼児課	市
		15	図書館運営事業（地域資料のデジタル化）	図書館	都
		16	安土城天主信長の館 自主文化事業（安土文芸の郷指定管理事業）	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市都
②豊かな自然環境の活用		17	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境政策課	都
③人的資源の発掘と連携		再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見

<No.14 茶道体験>

- セっかく茶道のプロジェクトを行うなら、ほかの文化行事と並行で行うのではなく、茶道単体で長期プロジェクトにするほうがよい体験になるのではないだろうか。
- 対象が幼児とはいえ、プログラムの設計次第で本格的な茶道精神を学ぶことはできるのではないか。幼児が主人、親が客人の茶会を最終的な催し物にすれば、家庭ぐるみで地域文化に慣れ親しむことができるのではないか。
- ◎ 体験だけではなく、今お茶は人気があり、抹茶が売り切れるという事態も生じています。やはり日本の精神文化であり、歴史的な意味も含めて子どもの頃から親しむということは非常に大事だと思います。お茶は原点をたどると僧侶の最澄と空海が、中国から持ち帰った薬だった。最初はそこから始まっています。そういうことを、今教え、本当にお茶を歴史から学んでいく。体験だけで終わらないプロジェクトにしていただけたらと感じています。
- ◎ 八幡茶会とか、そういうふうな形で広げたらどうかと思います。お茶の歴史も含めてですが、特に近江八幡は織田家との関わりも深いです。有楽齋とか、そういうものを掘り下げたり、お茶会から歴史に広げたりする。それだけ独立させた形での展開というのが近江八幡の一つのアイデンティティになるという気はします。子ども体験というよりも、もう少しレベルアップした形に展開するような発展形に持って行くといい。そうすると近江八幡から京都とか色々なところに発信できるプロジェクトになると思います。

基本施策2. 文化財の保存と活用（都市文化政策・市民文化政策）7事業（内再掲1事業）

先人が情熱を注ぎ築き上げ受け継いできた数々の文化財は、私たちの心よりどころであり大切な財産です。そして、文化財を守りながら、さらに新たな文化の創造につなげていくことが重要です。このため、文化財保護思想の普及と啓発を図り、数ある有形・無形の文化財を後世に引き継ぎます。また、埋蔵文化財の調査や研究に努めます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①伝統的建造物群保存地区の保存・活用	●	再	伝統的建造物群保存地区保存事業（2の再掲）	文化振興課	都
②無形文化財の保存		18	ライティングプロジェクト事業	観光政策課	都
		19	指定文化財保存事業	文化振興課	都
③埋蔵文化財の保護・保存と活用		20	埋蔵文化財発掘調査事業	文化振興課	都
		21	市史編纂事業	文化振興課	都
④市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進		22	旧伊庭家住宅施設維持管理事業	文化振興課	都
⑤体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実	●◎	23	歴史文化資産普及啓発事業	文化振興課	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見
<p><No.23 歴史文化資産普及啓発事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査等の最終的な報告をどう報告するのか、その方法を考えていくことが必要ではないか。

基本目標Ⅲ 文化交流と地域産業の振興

市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講じるとともに、市民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るものとします。

基本施策1. 文化交流の促進（都市文化政策・市民文化政策）4事業

様々な文化が交流し合うことは、異なる文化と接することで自らの文化を再認識することとなり、新たな文化の創造へと発展していく契機となります。そのため、海外の友好都市や国内の夫婦都市との文化交流の促進を活性化していきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
① 海外の友好都市との文化交流の促進	●	24	国際交流事業	まちづくり協働課	都
		25	朝鮮通信使関連推進事業	文化振興課	都
② 夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進		26	広域観光および友好都市交流事業（富士宮市親善訪問）	観光政策課	都
	●	27	夫婦都市児童相互交流事業	学校教育課	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見

<No.24 国際交流事業>

- 色々な階層の方が多数触れ合える機会となればよりよいと思う。そのあたりの組立を検討してもらいたい。
- 参加した人の成果を広げていき、次につながるようにするのがよいのではないか。

<No.27 夫婦都市児童相互交流事業>

- 両校の代表者たちが、その後どのような日常に戻ったか、あるいは個人的な繋がりを継続しているか、当プロジェクトのその後について、フィードバックを得る必要があると思う。
- 子ども目線で感じたことを、その子どもたちが次の子どもたちに伝えられるような仕組みを用意してはどうか。

基本施策2. 地域資源を活かした産業や観光の振興（都市文化政策・市民文化政策）3事業

本市の魅力ある伝統文化を継承しつつ、地域資源を活かした産業や観光の振興など、様々な分野で戦略的な施策を推進していきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①近江八幡版DM Oの推進		28	観光ブランディング事業	観光政策課	都
②西の湖の環境を 活かした自然循環 モデルの推進			/		
③沖島と湖魚文化 （料理）を活用した 取り組み	●	29	沖島離島振興事業	企画課	市 都
④市の歴史文化を 活かしたロケツ リズムの推進		30	VR安土城事業	文化振興課	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見
<p>＜No.29 沖島離島振興事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊が入ったことにより、若い人が住む抵抗感は過去よりも少なくなっている。しかし宿泊場所や飲食店が少ないこともあり、定住するメリットや魅力が少ない状況である。移住者が沖島で生業を成り立たせるための支援や、田舎暮らしに憧れる若者層へのアピールなどもあるとよい。

基本目標Ⅳ 文化芸術創造都市の創造

市は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興、福祉、教育等に領域横断的に活用し、市民団体や地域の民間企業等が協働して、地域課題の解決に取り組む先駆的かつ多様な取り組みを支援するものとします。

基本施策1. 多様な文化活動の推進（市民文化政策・都市文化政策）35事業（内再掲6事業）

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。そのためには、地域間や世代間の文化交流を積極的に進めるとともに、市民誰もが多様な文化活動に参加したり、文化芸術に触れる機会を拡充する必要があります。それぞれの活動を高め、広げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

また、市民が文化芸術に身近に触れる機会を充実するとともに、乳幼児・妊産婦、高齢者、障がい（児）者、外国籍市民、また一人暮らしや引きこもりになりやすい人など、市民誰もが多種多様な文化芸術を鑑賞・創造したり、多彩な文化活動に身近に参加できる環境づくりを進めていきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民主導の文化芸術活動の育成	(●◎)	再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課	市
②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造		31	多文化共生推進事業	まちづくり協働課	都市
③体験や参加、参画機会の充実	(●◎)	再	茶道体験（14の再掲）	幼児課	市
		32	市民文化祭共催事業	文化会館	市
		33	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市
	●◎	34	音楽振興事業	文化振興課	市
		35	ブックスタート事業	図書館	市
		36	図書館運営事業（おはなし会）	図書館	市
		37	図書館運営事業（ブックトーク）	図書館	市
③体験や参加、参画機会の充実		38	図書館運営事業（図書館見学）	図書館	市
		39	図書館運営事業（職場体験等）	図書館	市
		40	本のまち！動く図書館事業	図書館	市
④文化芸術に接する機会の拡充	(●◎)	再	茶道体験（14の再掲）	幼児課	市
		41	文化会館自主文化事業	文化会館	市
	●	42	中央公民館講座	生涯学習課	市
		43	市民大学講座	生涯学習課	市
		44	やよいコンサート	総合医療センター 総務課	市
		45	絵画展示	総合医療センター 総務課	市

		46	左義長まつり写真コンクール	観光政策課	市都
		47	図書館運営事業（歴史講座、コンサートの開催）	図書館	市
	(●◎)	再	関連施設における自主事業（安土文芸の郷指定管理事業）（9の再掲）	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市
		48	関連施設における自主事業（資料館、旧西川家住宅、かわらミュージアム、特別史跡安土城跡ガイダンス施設）	文化振興課（指定管理）	都市
		49	関連施設における自主事業（安土城郭資料館、白雲館）	観光政策課（指定管理）	都市
	●◎	50	市美術展覧会	文化振興課	市
⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり	●	51	人権フェスティバル	人権・市民生活課	市
		52	人権尊重のまちづくり市民講座	人権・市民生活課	市
		53	人権尊重のまちづくり推進員事業	人権・市民生活課	市
		再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	市
		54	図書館運営事業（貸館）	図書館	市
		55	文化会館管理事業（貸館）	文化会館	市
		56	障害者福祉事務事業	障がい福祉課	市
	●	57	市民共生センター運営事業（地域共生型サークルづくり）	障がい福祉課（市民共生センター）	市
	58	市民共生センター運営事業（ふくふくフェスタ）	障がい福祉課（市民共生センター）	市	
⑥顕彰の実施	●◎	59	子ども文化芸術賞	文化振興課	都
⑦文化会館の積極的な利用		再	文化会館自主文化事業（41の再掲）	文化会館	市

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）意見	
<No.34 音楽振興事業>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 予算拡充に伴い、私立の校園所まで広げていければよいのではと思う。 ● 小さい時から、文化芸術に触れる機会が提供されると成長に繋がるのではないか。 ● 裾野を広げていくことが文化・芸術の浸透に繋がるのではないか。 ● パイプオルガンもあり、市としての独自事業の部分もあるため、子ども達の興味が広がるのではないか。 ● 子ども向けの事業には保護者がついてくるため、階層が広がるのではないか。 	
<No.42 中央公民館講座>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業のねらいに「ふるさとへの愛着」や「現代的な社会課題を学ぶ機会」とあるが、現状開催されている講座はねらいと結びついていないものもある。アロマテラピーならば近江八幡にちなんだ香りを扱うなど、楽しさだけでなく学びにつながる講座内容になるとよい。 	

<No.50 市美術展覧会>

- 誰もが身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりが最終目標になるため、すぐには成果は難しいだろうが、若い世代が参加できるワークショップの開催などの検討が必要である。
- 入場者数を伸ばすにはいろいろな付加価値をつける必要がある。例えばストーリー性を持った付加価値を付けていくなどするのがよいのではないか。様々な文化活動が繋がって、情報が見れたりできればお互いの活動に広がりができ、文化の質が全体的に上がっていくのではないか。
- 文化的な人は情報にアンテナを張っている。「音楽に興味がある」人を美術に広げる工夫が必要である。
- 市内の展覧会はNO-MAやBIWAKO ビエンナーレなどがあり、それらから興味がある人を引っ張る方法を検討すべきではないか。
- 八幡でしか体験できない文化活動を繋ぎ、八幡ならではの文化のブランディング、ブランド化をしていくのがよいのではないか。
- ◎ やはり新しい方の開拓ということで、時代が段々変わってきているため、映像だとか新しい分野の議論も行われたらと思います。県展もですが、出展者が高齢者ばかりで、入賞されるのも同じ人ばかりという現象だと思います。これから続けるには、若い方に新しい市展の魅力を伝えていくということが大事だと思います。
- ◎ いろんなところでこういう市民展というのが減少しています。解決策の一つとして、例えば近江八幡独特のテーマをその年度に掲げていくなど、テーマ性もあると思います。それからもう一つは子どもの青少年の美術展覧会との関連をうまくできないかなと思います。これには1000点以上の作品も出る訳ですから、こういうところにアピールし、例えばその部門を設けるとか、そういうことで若手を引っ張り出していくような方法があるのではと思います。

<No.51 人権フェスティバル>

- 文化会館での開催から学区巡回に方法が変わったことにより、学区ごとの事情に合わせた対応が必要になった。駐車場の狭い馬淵での開催がうまくいったことを事例に、他学区での開催においても学区ごとの特性を考慮しながら、学区の負担が増えないかたちでの開催を期待する。

<No.57 市民共生センター運営事業（地域共生型サークルづくり）>

- 指定管理での運営が始まったばかりで、継続する教室・講座など事業の整理をしながら進められうだろうが、指定管理者となり事業回数の減少やニーズに沿った事業が廃止されたりしないようフォローアップをしてもらいたい。

<No.59 子ども文化芸術賞>

- 日頃の地道な活動をしている人に日の目を向けるとなかなか世に出てきにくい部分の底上げや救い上げもひとつであると思う。一過性の評価ではなく、今後花開いていくような、子どもにとってそのあとの将来につながる「賞」となればよい。
- 過去に賞を受賞した人を調査し、教える側になった人やその分野を極めている人がいれば、それが分かることで今後の励みになるのではないか。

基本施策2. 文化の情報の収集と発信（市民文化政策・都市文化政策）12事業（内再掲4事業）

近江八幡市の文化の魅力を高め、市民の文化芸術活動が活発に行われるためには、情報の収集と発信のための仕組づくりを行い、市民が必要とする情報を効果的に提供することが必要です。市民誰もが容易に文化情報を手に入れることが出来るような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がより一層活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚ましい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、本市で育った文化人、芸術家と連携、応援体制を確立することも必要です。

さらに、文化芸術の創造活動を支援するとともに、本市の個性的で多様な文化活動を市内で情報共有するとともに、市外・国外へと発信していきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①文化情報の収集・発信		60	広報事業	秘書広報課	市
		61	読書活動推進事業（館報、ホームページ）	図書館	市
		62	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化振興課	都
	●◎	63	マナビ通信	生涯学習課	市
②文化団体に関する情報の発信		64	広報活動	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市
		65	文化団体機関誌発行（文化団体活動支援事業）	文化振興課	市
③文化団体の交流の場の確保		再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	市
④文化情報のネットワークづくり		再	各学区文化祭（33の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市
		再	観光プランディング事業（28の再掲）	観光政策課	都
⑤近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携		再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都
⑥図書館資料と専門職員の充実		66	読書活動推進事業（資料収集）	図書館	市
		67	読書活動推進事業（雑誌スポンサー）	図書館	都

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）の意見

<No.63 マナビ通信>

- 紙面においては各講座を羅列しているため見にくい状態である。レイアウトの工夫に改善の余地がある。
- 紙面作成のタイミングで未確定のイベントもあるため、情報をタイムリーに更新できる媒体も検討されたい。
- 参加者がどこから情報を得て参加したのかアンケートがとれるとよい。

基本目標Ⅴ 文化活動の担い手の育成

市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講じるものとします。

基本施策1. 文化を創造する人材の育成（都市文化政策・市民文化政策）5事業（内再掲1事業）

市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へとつながっていきます。年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持ってもらい、活動に参画してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識を持った市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取り組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成		68	いきいき職員育成事業	総務課	都
	●	69	パイプオルガン奏者育成事業（安土文芸の郷指定管理事業）	文化振興課（安土町文芸の郷振興事業団）	市都
	●◎	70	青少年美術展覧会	学校教育課	市
②子どもたちの文化創造体験の拡充	●◎	71	アートで広げる子どもの未来プロジェクト事業	文化振興課	市
		再	音楽振興事業（34の再掲）	文化振興課	市
③地域文化振興の担い手の育成					

プロジェクト委員（●）・文化振興審議会委員（◎）意見

<No.69 パイプオルガン奏者育成事業（安土文芸の郷指定管理事業）>

- パイプオルガンに触れる機会を与えるだけでなく、卒業生が成果の発表や見学会の対応を行っており、意味深い事業と考える。将来的には、より専門的な指導を行える人材が出てくればと思う。

<No.70 青少年美術展覧会>

- 入選作品のみ展示されるため、来場者は入選者の保護者や関係者が多いのではないかと。また、開催会場である文化会館に馴染みのない方にとっては来場しにくい。一般の方の来場を増やすために、作品の展示方法をプロに指導してもらったり、子ども向けのワークショップを会期中に開催するなどの工夫があるとよい。

<No.71 アートで広げる子どもの未来プロジェクト事業>

- 事業としての効果は学校連携・芸術鑑賞とも非常に高い。学校と連携しながらで色々な体験の機会を提供したり、文化会館で芸術作品を見ていただく機会を創出しており、継続は妥当であり、むしろ継続していくべき事業と考える。
- ◎ 文化芸術鑑賞は小学校の4年生～6年生が対象ということですが、幼稚園でも人形劇とかを園ごとに鑑賞していますが、なかなか予算が厳しくプロの観賞ができない。この文化芸術鑑賞を4年生～6年生だけでなく、就学前にも広げていただけたらありがたいと思います。

◎ アウトリーチを頑張っているということだと思います。ただアウトリーチは結構難しいと思うので、行った時に都度反省会を持ち、ああすればよかった、こうすればよかったという見直しの機会を持たれるとよいと思います。

基本施策2. 文化によるまちづくり（市民文化政策）12事業（内再掲10事業）

文化行政は、文化の根付いた地域社会をつくりだすことです。このような地域社会をつくりだす主役は市民です。行政は市民が住みよいまち、住み続けたいと思うまちを市民と一緒に、文化的なまちをつくることが求められています。地域の活性化・まちづくりは、地域の文化資源を核にすることが大切です。魅力ある文化資源を充実させ、地域や市民に目を向け、市民と協働で文化の視点に立ったまちづくりが大切です。文化芸術活動を通して、心豊かな文化的風土を育むことが大切です。

また、文化と産業振興・観光などの分野とが、連携連動した文化振興施策の展開もますます重要になってきています。近江八幡市を訪れる人が文化的な魅力が感じられるように、文化によるまちづくりが大切です。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興		再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市
		再	文化会館管理事業（貸館）（55の再掲）	文化会館	市
	（●◎）	再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課	市
②地域の文化団体による文化活動の推進	（●◎）	再	文化団体活動支援事業（11の再掲）	文化振興課	市
		再	各学区文化祭（33の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）	市
③学校教育における文化活動の充実		再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	市
		再	図書館運営事業（ブックトーク）（37の再掲）	図書館	市
		72	図書館運営事業（学校図書館支援事業）	図書館	市
		再	音楽振興事業（34の再掲）	文化振興課	市
④医療機関、福祉施設等との連携		再	やよいコンサート（44の再掲）	総合医療センター 総務課	市
		再	絵画展示（45の再掲）	総合医療センター 総務課	市
		73	市民共生センター運営事業	障がい福祉課（市民共生センター）	市

基本目標Ⅵ 協働の仕組みづくり

市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、教育機関等・福祉関係団体・医療関係機関及び市との間における様々な協働が活発に行われるように、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとします。

基本施策1. 文化施設の有効活用（都市文化政策・市民文化政策） 13事業（内再掲2事業）

文化振興基本条例に基づき策定される本基本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれ役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。県・近隣市町との連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、文化会館をはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

また、文化会館については、これまで貸館を中心として良質な文化活動の提供を推進してきましたが、周辺市の文化施設の整備が進み、施設利用が伸び悩んでいる側面があるため、今後は市民に身近な存在として積極的に利活用してもらえ環境の整備に努めます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①文化会館の利用促進		再	市民文化祭共催事業（32の再掲）	文化会館	市
②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備		74	近江八幡市文化振興審議会	文化振興課	都
		75	文化振興基本計画進捗管理	文化振興課	都
③施設・設備の充実等		76	図書館施設維持管理事業	図書館	市
		77	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課（市民共生センター）	都
		78	文化関連施設維持管理（指定管理施設）	文化振興課	都
		79	文化関連施設修繕（文化会館）	文化会館	都
		80	文化会館整備事業	文化振興課	都
	●	81	文芸セミナーヨ等長寿命化整備事業	文化振興課	都
	82	市民共生センター整備事業	障がい福祉課（市民共生センター）	都	
④県・近隣市町との交流・連携		83	信長サミット	観光政策課	都
		84	広域観光および友好都市交流事業	観光政策課	都
		再	ヴォーリズ建築文化ネットワーク（62の再掲）	文化振興課	都

基本施策2. 市民との協働（市民文化政策・都市文化政策）8事業（内再掲4事業）

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動はその活動だけにとどまることなく、他の団体等との交流や市民一般への干渉や体験の機会を持ったり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきています。それぞれの活動を高め、広げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

基本施策に対する取組（●は重点事業として注目するもの、◎は審議会で審議されたもの）					
取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民文化活動への支援の拡充		再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市
	（●◎）	再	文化団体活動支援（11の再掲）	文化振興課	市
		85	文化関連事業に対する後援	文化振興課	市
②市民が主役の文化振興の仕組みづくり		再	図書館運営事業（貸館）（54の再掲）	図書館	市
	（●◎）	再	文化団体活動支援（11の再掲）	文化振興課	市
③市民参画・協働型事業の充実		86	広聴事業 未来を築く提言	秘書広報課	市
		87	図書館資料リサイクル	図書館	都
		88	近江八幡市障がい児者の居場所づくり事業	障がい福祉課（市民共生センター）	都

2. 事業実施状況（令和6年度）

事業実施状況（令和6年度）

I 文化的都市景観の形成

1 文化的な環境・景観の保全と継承

① 環境保全対策

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
1	びわ湖を美しくする運動	近江八幡市水産協議会 (事務局:農業振興課)	滋賀県では7月11日を「びわ湖の日」と定め、県内一斉に漁場の清掃活動が行われている。近江八幡市水産協議会では5月3日に水産協議会を中心とした各漁業協同組合員や沖島町民等の影響が及ぶことが懸念される。その影響は漁業者にとつては深刻な問題であることから、当該事業が開始された。	【最終:令和7年度】 琵琶湖の環境保全と漁場の生産力の回復並びに向上のため。 【事業実績】 近江八幡市水産協議会の会員である、近江八幡漁業組合・沖島漁業組合を主体とし、沖島自治会を含めて8団体、地元住民・市職員により琵琶湖(漁港の周辺)の清掃を行い、可燃ごみ、不燃ごみを4t回収し、漁場の美化に努めた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 引き継ぎごみの適切な回収を行い、漁場のみでなく、周辺湖畔の環境保全にも努める。		
2	伝統的建造物群保存地区保存事業／重要文化的景観保存活用事業	文化振興課	八幡町や八幡商人の商家からなる重要伝統的建造物群を中心とする町なみは、近江八幡を代表する歴史的景観を形成する。また、西の湖や北之庄沢には、ヨシ群落と水郷からなる人々の営みの中で生み出された重要文化的景観「近江八幡の水郷」の文化的景観が広がる。これらの、近江八幡らしい歴史的景観・文化的景観を保全し、次世代に継承することを目的とする。	【最終:令和7年度】 伝統的建造物群保存地区および重要文化的景観速定地区内の景観保全に補助を行う。 【目標設定の理由】 先人より守られてきた景観を保全することにより、市民生活の向上を目指す。	【事業の効果・ねらい】 伝統的建造物群保存地区の周辺地域において、歴史的建造物の解体や空き家の増加が見られ、八幡らしい景観が変容してきている。保存地区内においても、空き家比重が多数みられ、景観保全のためには、継続した修理・修景事業の実施が必要である。また重要文化的景観保存地区においては、人々の生活と密接に関わるヨシ産業が衰退し、ヨシ地の維持管理が難しくなっており、景観保全のための仕組みづくりが必要状況である。 【事業実績】 伝統的建造物群保存地区内の建物を修理・修景することで歴史的景観の整備を行うことができた。重要文化的景観の整備については、景観を損なわない意匠についての協議を行うことでヨシ群落と水郷からなる風景の景観保全を行うことができた。また、重要文化的景観「近江八幡の水郷」における景観保全のための協議を行った。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 歴史的景観・文化的景観の保全を継続的に取り組む。伝統的建造物群保存地区については文化財を後世に残すため、令和7～8年度にかけて防災計画を策定する。	
3	環境保全対策事業	環境政策課	・近江八幡市ヨシ群落保全団体による自然の浄化作用を有するヨシ群落の保全活動の実施。 ・市民団体「水と緑の環境保全活動の概要」による環境保全活動の実施。 近江八幡市ヨシ群落保全団体・ヨシ団体約60名(主に65歳以上の市民)で構成。ヨシ刈り・ヨシ蒔き等に従事。 水と緑の環境ネットワーク・・・1団体10～20名の8団体で構成。環境保全に関心をもち活動している市民が環境保全活動に従事している。	【最終:令和7年度】 ヨシの保全及び環境まちづくり活動団体の10団体へ支援やポイ捨て禁止に係る啓発を行う。 【目標設定の理由】 ヨシの保全及び環境まちづくり活動団体による適正な保全活動の支援を行うため。	【事業の効果・ねらい】 重要文化的景観の構成要素であるヨシ群落の保全に向けた事業により、重要文化的景観の保全に努めた。 【事業実績】 ・環境まちづくり活動団体と連携、協議しながら、市域各取組での継続した環境保全活動に取り組んだ。新たな取組として、令和6年10月から「近江八幡市ポイ捨て禁止等に関する条例」が施行されたことに伴い、ポイ捨て禁止指導員を委嘱し、監視を行った。	【評価項目】ヨシ群落保全団体によるヨシ地の保全(ヨシ刈り・ヨシ蒔き等)の実施 ＜自己評価＞ 4 ヨシ群落の保全や自然環境及び景観の保全のために、継続して各団体と連携、協議し、自然環境及び景観の保全に努める。 【評価項目】環境まちづくり活動団体による市内の環境保全活動の実施 ＜自己評価＞ 4 環境まちづくり活動団体と連携、協働し、自然環境及び景観の保全に努めるため。 ＜評価項目に対する数値等＞実施し。	ヨシ群落の保全や自然環境及び景観の保全のために、継続して各団体と連携、協議し、自然環境及び景観の保全に努める。また、看板や広報等による啓発を強化し、ポイ捨てや不法投棄による散在性ごみの減少に取り組む。

② 風景計画

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4: 妥当、3: ほぼ妥当、2: 改善、1: 見直し	課題・今後の方向性
4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	平成17年に水郷風景計画、平成19年に伝統的風景計画が施行された。また、平成28年には全市計画及び歴史文化風景計画が施行された。このことから、本市の風景づくりに関する施策の基本となる事項を総合的に定めることにより、市、市民、事業者等が連携、協働し、近江八幡の魅力ある風景を守り、はぐくみ、次世代に引き継ぐ営みを支援することを目的とする。	区域内の風景を保全・創出していくために、市域を7つのゾーンに分け、風景形成基準を定めることで、建築物等の形態意匠や外観の変更となる行為に対して、制限をしている。また、水郷風景ゾーン、伝統的風景ゾーン及び歴史文化風景ゾーンの一部については、地域別計画を定め、より厳しい基準を設定することで、風景の保全を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ＜7つのゾーン＞ <ul style="list-style-type: none"> ・湖畔風景ゾーン ・水郷風景ゾーン ・伝統的風景ゾーン ・市街地風景ゾーン ・街路風景ゾーン ・田園風景ゾーン ・歴史文化風景ゾーン 	【最終：令和7年度】 地域毎の風景計画を策定する。 【目標設定の理由】 本市においては、市域を7つのゾーンに区分して、各ゾーンの地域特性に応じた風景計画を策定し、各ゾーンにおける良好な景観を保全する必要があるため。	【事業の効果・ねらい】 近江八幡の魅力ある風景を守り、はぐくみ、次世代に引き継ぐ営みを支援するため、継続して本市の風景計画における風景形成基準に適合するよう建築物等が建築されるよう働きかけをしていく。 【事業実績】 風景形成基準に適合する建築物等となるよう働きかけを行い、区域内の風景の保全を図ることができた。また、一部風景形成基準に適合していない建築物については、景観への配慮を求め、区画内の風景と調和するよう指導を行うことができた。	【評価項目】風景計画区域内における届出に係る内容及び件数 <自己評価> 4 <評価の理由> 4 ついて、全ての届出内容が、本市の風景形成基準に概ね適合しており、本市の良好な風景を保全することになったため。 <評価に対する数値等> 水郷風景計画:13件、伝統的風景計画:45件、歴史文化風景計画:37件、全市計画:22件	届出制となっているため、住民の思いを尊重され、本市の風景計画における風景形成基準を一部満たしていない建築物が建築されることがあるが、風景への配慮を求めることで、各地域の良好な風景を保全している。また、風景計画策定から時代も変化しつつあり、現代に合わせた風景形成基準の見直しの必要がある。 また、市域を7つのゾーンに区分し、地域特性に応じた市民の自主的な風景づくりを推進し、風景を主とした誇りあるまちづくりを進めることにより、素晴らしい風景、風景資源を守り、育て、次世代へ継承していき、ゾーン毎の個別計画策定に向け検討を進める。

2 歴史、文化と調和のとれたまちづくり

① 歴史、文化環境の保存・整備

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4: 妥当、3: ほぼ妥当、2: 改善、1: 見直し	課題・今後の方向性
5	河川管理事業	土木課	背景: 昭和48年から5ヶ年計画の八幡堀改修工事が実施され、ことごとくおかげとして景観を保つため、樹木の剪定、石畳の修繕をしていくことになった。 目的: 八幡堀の水量管理、樹木の剪定管理、遊歩道石畳等の管理(対象地域:1級河川八幡川)	八幡堀の水量管理(施設所管は滋賀県)、樹木の剪定・遊歩道石畳等の修繕。	【最終：令和7年度】 道路、河川管理者の瑕疵による事故をゼロ。 【目標設定の理由】 安全な公共施設を維持するため。	【事業の効果・ねらい】 施設箇所等による道路上での瑕疵事故等を防止するため。 【事業実績】 ・樹木剪定・修繕費 258,500円 ・ポンプ周辺清掃費 375,485円 ・ポンプ使用電気代 684,796円	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由> 4 ついて、事前に利用者からの通報、自主パトロールをするなかで、施設箇所等を発見した際、観光客や利用者が転倒されないよう早急に対応した。また、倒木樹木の撤去等、適正に維持管理できた。 <評価に対する数値等> 道路瑕疵による事故は0件	課題: 適正な維持管理をするには相当の経費がかかる。 方向性: 事業を継続し、維持管理に努める。
6	選択無形文化財保存事業	文化振興課	国選択無形民俗文化財「近江八幡の火祭り」の中で、県指定無形民俗文化財の左義長まつり、県選択無形民俗文化財の八幡まつり及び篠田の火花を、継続実施することによって後継者育成を図り、民俗文化財を後世に伝えることを目的とする。	左義長まつり、八幡まつり、篠田の火花の保存伝承活動を行う保存団体に対して、補助金を交付することにより支援を行う。	【最終：令和7年度】 指定民俗文化財の継続および後継者育成のための情報発信の継続と補助の充実。 【目標設定の理由】 各保存団体の活動を支援することで文化の継承を継続する。	【事業の効果・ねらい】 近年の少子高齢化や生活様式の変化により、文化財を取り巻く環境も大きく変化し、民俗文化財の担い手である後継者不足が課題となっている。そのため、民俗文化財を保存・伝承することが困難となってきた。 近江八幡市では、「近江八幡市文化財保護条例」を定め、文化財の保存のための必要な措置を講じ、もって文化遺産の向上に資することとしている。補助を行う左義長まつり、八幡まつり、篠田の火花を含む「近江八幡の火祭り」は、平成4年に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された貴重な文化財であり、保存伝承を行う必要性がある。 【事業実績】 国選択無形民俗文化財「近江八幡の火祭り」の保存団体のうち、近江八幡左義長祭保存会、八幡祭り保存会、篠田の火花保存会の3保存団体について、補助金の交付による支援を行った。	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由> 4 ついて、無形民俗文化財の後継者不足は、今後も保存伝承を行う上で大きな課題であり、後継者育成活動につながり、後継者育成を検討し、補助金の交付を継続する必要がある。	無形民俗文化財の後継者不足は、今後も保存伝承を行う上で大きな課題であり、後継者育成活動につながり、後継者育成を検討し、補助金の交付を継続する必要がある。

② 食文化の継承と振興

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
7	水郷ブランド農産物認証制度	農業振興課	「近江八幡市の水郷」が国の重要文化的景観に選定されたことなどから、農業と水郷地域の調和を図るとともに、安全で安心な農産物の普及啓発を図るために事業が開始された。	近江八幡市の水郷環境等に配慮し、基準を満たした農産物を認証することで、農産物のブランド化を図るとともに、安全で安心な農産物の普及啓発を図るとともに、環境に配慮して生産された農産物から検体を抽出し、残留農薬検査を実施することで、安心安全な農産物の普及につなげる。	【最終：令和7年度】 承認面積100ha 【目標設定の理由】 承認面積を増やすことで、農産物と水郷地域の調和を図るとともに、環境に配慮して生産された安心な農産物の普及啓発を図るため。	【事業の効果・ねらい】 市内で生産された農産物のブランド化を図るとともに、近江八幡市の美しい水郷風景を守るため。 【事業実績】 市内で生産された農産物のブランド化を図るとともに、近江八幡市の美しい水郷風景を守ることに着目した。	【評価項目】環境に配慮した安心安全な農産物の普及と承認面積 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞JA等と連携し、直売施設やJA店舗に水郷ブランド農産物のポスター等の掲示による啓発を行い、また、申請された農産物の内、3検体を抽出し残留農薬検査を行った結果、全てにおいて不検出であり、水郷ブランド農産物認証制度により、安心安全な農産物の普及ができたことと考える。 ＜評価に対する数値等＞残留農薬は検出されなかつた。	引き続き風景と調和した環境に配慮した農産物の普及を推進し、残留農薬検査等と連携し、JA等と連携し、直売施設やJA店舗に水郷ブランド農産物のポスター等の掲示による啓発を行い、また、申請された農産物の内、3検体を抽出し残留農薬検査を行った結果、全てにおいて不検出であり、水郷ブランド農産物認証制度により、安心安全な農産物の普及ができたことと考える。 ＜評価に対する数値等＞残留農薬は検出されなかつた。
8	学校給食「はちまんの日」の実施	学校給食センター	地産地消の推進を目的として平成17年度以前から実施している。	給食指導年間計画及び「はちまんの日」実施計画に基づき、市内産の野菜や特産品、音から伝わる郷土料理を取り入れた給食を実施している。 指導用資料(教室掲示資料や給食ひょう(ちまひょう)を各校園へ配付し、給食を食べる体験を通して子どもたちに地産地消や食文化を伝えるとともに、市HPやLINE配信し家庭へ地域へ周知している。 また、全国学校給食週間(1月)には、生協のビデオメッセージを作成し各校園で活用していただいた。	【最終：令和7年度】 給食指導年間計画及び「はちまんの日」実施計画に基づき実施する。 【目標設定の理由】 学校給食を通じて地域の食文化を知るとともに、郷土を愛する心や感謝の心を育てることを目的としている。	【事業の効果・ねらい】 丁寧な食文化を伝えるとともに、子どもたちにも人気があり馴染みのある食材となっている。「はちまんの日」の献立について、各校園からは、地元産の食材に関心をもたせ、おいしく食べることができたこと、地産地消を意識して食べることができたこと、給食を食べる体験を通して、地産地消や郷土料理を知り、興味・関心を持つ機会があった。また、生産者のビデオメッセージやLINE配信の気持ちの伝わりやすさを感じた。また、感謝の気持ちや食育啓発紙等は市ホームページやLINE配信により家庭へ配布することで、保護者へも特産物や郷土料理について伝える機会となった。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞給食指導年間計画及び「はちまんの日」実施計画に基づき実施し、学校給食を食べる体験を通じて市内の児童生徒・園児に啓発することができた。 ＜評価に対する数値等＞「はちまんの日」17回/17回実施された。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞給食指導年間計画及び「はちまんの日」実施計画に基づき、学校給食を食べる体験を通じて市内の児童生徒・園児に啓発することができた。また、指導用資料をLINE配信することで、家庭や地域へも周知する事ができた。	動画資料も導入し、引き続き実施する。

③ 地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
901	安土文芸の郷指定管理事業＜ワゴンコンサート＞	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	『ワゴンコンサート』シリーズでは、乳幼児から入場が可能で、本物の音楽(生音)を聴く機会を提供しているコンサートである。また、親子の外出しやすさ、時間帯(土曜日の午前中)に設定している。	今年度も例年どおり8回の開催を実施した。 親子で楽しめる、聴きなじみのあるクラシックやポップス、唱歌、重音など身近な楽曲を中心に楽しいお話を交えながら約1時間のコンサートを実施している。曲目の中には、子ども向けプログラムだけでなく、クラシックの睡顔味を感じていただける楽曲も入っている。 出演者の選定は、県内を中心に活躍している若手アーティストに積極的に出たいいただき、本格的な音楽ホールでの演奏の場を提供している。	【最終：令和7年度】 乳幼児も入れるコンサートであるため、すべての来場者に理解いただくことを目指している。 【目標設定の理由】 乳幼児から本物の音楽を聴いていただきたいと願って開催しているコンサートです。親子の外出しやすさ、時間帯(土曜日の午前中)に設定し、聴き馴染みのあるクラシックやポップス、唱歌、重音など、身近な楽曲を中心に楽しいお話を交えながら演奏します。	【事業の効果・ねらい】 乳幼児も入れるワゴンコンサートは少ない、音楽ホールのセミナリヨとして小さな子どもを連れたご家族にも気軽に音楽を楽しんでいただける機会を提供している。 【事業実績】 1.参加者属性: 男33%、女67%、市内38%、市外62% 10歳未満10%、10代3%、20代4%、30代6%、40代13%、50代9%、60代23%、70代25%、80代以上7% 2.満足度:大変良い80%、良い19%、普通1% 3.参加頻度:初めて44%、2～5回21%、6回以上35% 4.情報収集先:ポスター・チラシ71%、HP・市広報15%、知人等4514%	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞乳幼児も入れるワゴンコンサートとして8回開催した。聴きなじみのある身近な楽曲を中心に楽しい話を交えながら約1時間のコンサートをを行った。 8回公演で863名の入場者がありました。1回あたりの公演で108名の入場者となりました。	コンサートには乳幼児と一緒に入場できるが、大人のみで来場される方もいる。コンサートマスターについては保護者にも伝えており、また乳幼児が騒いだ場合はポスターで伝えていただくよう勤めている。方にご理解いただくとともに、難しい。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
9①2	安土文芸の郷指定管理事業<はつらつコンサート>	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	『はつらつコンサート』シリーズでは、高齢者や在宅の方、障がい者の方にも気軽に参加していただけるコンサートを開催している。また、年に1回無料音楽会を開催し、多くの方に音楽を聴いていただく機会を提供している。	今年度も何年とおおむね5回の開催を実施した。聴きなみのある曲を中心に演奏等を行い、座席で気軽に来ただけのようにした。また、健康増進事業の一環として、近江町市が推薦しているいきいき百歳体操を公開演前に放映し紹介している。出演者の選定は、県内を中心に活躍しているアーティストに積極的に出演いただき、様々なジャンルの音楽を提供している。	【最終：令和7年度】 高齢者や在宅の方、障がい者の方にも気軽に参加していただけるコンサートを目指します。 【目標設定の理由】 高齢者や在宅の方、障がい者の方にも気軽に参加していただけるように、聴き馴染みのある曲や気持ちよく前向きな曲を演奏を行います。出演者の演奏に合わせてお客様と一緒に歌い「みんなまで歌おう」のコーナーを設けておきます。また、健康増進事業の一環として、いきいき百歳体操の放映も行います。	【事業の効果・ねらい】 1995年から続くコンサートシリーズで、様々なジャンルの音楽を提供することにより多くの方にお越しいただける事業としての位置づけを担っている。 【事業実績】 1. 参加者属性： 男54%、女66%、市内49%、市外51% 30代1%、40代1%、50代6%、60代30%、70代48%、80代14% 2. 満足度：大変良い70%、良い24% 3. 参加頻度：初めて43%、2～6回34%、6回以上23% 4. 情報収集先：ラジオ、ポスター51%、市広報11%、知人28%、新聞、雑誌2%、HP4%、レイカル4%	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 3 <評価の理由> 高齢者や在宅の方、障がい者の方にも気軽に参加していただけるコンサートを5回開催した。	1995年から続くコンサートシリーズで、様々なジャンルの音楽を提供することにより多くの方にお越しいただける事業としての位置づけを担っている。
9①3	安土文芸の郷指定管理事業<クラシックコンサート>	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	滋賀県内ホールで唯一バイオリンを所有しているアルガン音楽を有料で、オルガン音楽の魅力を体験できるコンサートを開催している。また、オルガンと他の楽器や声楽との共演をお楽しみいただく。	令和6年度は、オルガニスト城奈緒美のソロコンサートや日本のクラシック音楽界を代表する石田泰尚氏による「リチャード・ヴァグナー」のコンサートと毎年恒例のクラシックコンサートでは金管五重奏とバイオリンのコンサートを開催しました。クラシック専用ホールである文芸会ホールでしか体験できない“生音”を重視した公演を開催しました。	【最終：令和7年度】 - 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 1. 参加者属性： 男18%、女82%、市内在住24%、市外在住76% 10代7%、30代4%、40代11%、50代26%、60代25%、70代16%、80代以上22% 2. 満足度：大変良い89%、良い11% 3. 参加頻度：初めて49%、2～5回26%、6回以上25% 4. 情報収集先：ラジオ、ポスター50%、知人15%、市広報8%、HP8%、ラジオCM7%、SNS8%、新聞2%、レイカル2%	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 3 <評価の理由> 滋賀県内ホールで唯一バイオリンを所有しているアルガン音楽の魅力を体験できるコンサートを開催した。また、オルガンと他の楽器や声楽との共演をお楽しみいただく。	有料である程度高額の入場料を設定するコンサートでは、未就学児の入場をお断りしている。良質の音楽を気軽に楽しむ機会を提供している。託児室は要望がないため設けていない。 高校生以下の入場としては、チケット価格を低額に抑えているが、入場者は少ない。 高校生以上の入場としては、チケット価格を低額に抑えているが、入場者は少ない。
9①4	安土文芸の郷指定管理事業<共催事業>	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	独自開催では招聘が困難な出演者、内容の公演を実施し、事業や応募要件を満たす事業を模索しながら積極的に共催事業の実施には至らなかった。	令和6年度は、音楽、スポーツその他文化および芸術の一層の振興を図り、ならびに青少年育成、生涯学習およびスポーツの向上・普及に寄与すると認められることに対して公正な対応が求められる。	【最終：令和7年度】 - 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 独自開催では招聘が困難な出演者、内容の公演等を実施するため。 【事業実績】 -	【評価項目】 <自己評価> - <評価の理由> -	当方が希望する事業内容で応募要件を満たす事業があれば、実施させていただきます。
9①5	安土文芸の郷指定管理事業<歴史講座>	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	歴史事業では、織田信長や安土城の歴史を広く紹介し、興味や関心を深めていただく事業として『歴史講座』を実施してきたが、隣接する安土城考古博物館などで専門的な歴史講座を定期的に開催されていることもあり開催は検討して、令和6年度においては継続して開催している「夏休み子ども歴史講座」を実施している。	令和6年度は「夏休み子ども歴史講座」を、7月30日～8月2日の24日間開催した。小学生から中学生を対象として、信長、忍野、安土城の心みつを学び、VR・AR・デジタル操作体験などを通じて、歴史を楽しく学習していただく機会を提供した。	【最終：令和7年度】 歴史講座の開催は実施しない。子ども歴史講座として継続して開催していく予定。 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 歴史が興味ある子ども、若者の参加状況を把握し、理解を深め、小学生から中学生を対象とした事業を実施した。平成27年4月にオープンしたVR設備を使った事業として、内容を一部見直しつづけて開催している。VR映像を視聴後、「信長、忍野、安土城の心みつを学び、VRで歴史を楽しく学ぶ」をテーマとしたデジタル操作体験と館内説明にチャットAIの活用を深めていただく工夫を行っている。バーチャルツアーの特別映像で、安土城創建当時の様子をお楽しみいただける機会を提供している。 【事業実績】 参加 16組 44名(子ども28名 保護者16名)	【評価項目】 <自己評価> 4 <評価の理由> 歴史講座の開催を通して、安土城の歴史文化に根ざした事業の魅力を引き出す学習会を開催しました。特に、信長、忍野、安土城の心みつを学び、VRで歴史を楽しく学ぶ機会を提供できた。また、バーチャルツアーの特別映像で、安土城創建当時の様子をお楽しみいただける機会を提供できた。	今後も、『子ども歴史講座』を継続して子どもを通じて保護者や関心のある大人の方までが関心を深めようという関係性を構築していただく事業として、今後も午前中や開放館を中心に開催し、デジタル操作体験は機械操作に慣れた職員でないと難しい作業となることがあるため、必要である。

3 地域文化の継承と発展

① 地域に根ざした文化活動の継承と活用

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施に 目指す姿・目標	事業の 効果・実績	評価指標 4: 妥当, 3: ほぼ妥当, 2: 改善, 1: 見直し	課題・今後の方向性
10	ふるさと文化育成事業 (地域まちづくり支援 交付金事業)	各学区まちづくり 協議会(まちづくり 協議課)	各学区の特性に応じた方法 で歴史文化や地域資源を後 世に継承していくため、まち づくり支援交付金を交付し、 地域に根ざした文化活動の 継承と活用を行う。	各学区において、歴史講座や文化祭、 生涯学習講座等の開催やサークル団 体への助成等、地域の文化資源を活 用した取り組みを行い、地域の伝統・ 文化および郷土芸能の振興を図る。	【最終:令和7年度】 各学区において、地域の伝 統・文化に関わる講座や催し を実施する。 【目標設定の理由】 地域の歴史・文化の継承の ため。	【事業の効果・ねらい】 各学区の特性に応じた方法で歴史文化や地域資 源を後世に継承していくため。 【事業実績】 まちづくり支援交付金を活用し、各学区の地域資 源を活かした各種イベントや文化講座に取組ま れた。 各学区の事業の一例としては、八幡堀・西の湖の 清境、郷土樹理講習会、ふるさと再認識講座、陶 芸教室、ふるさとカルタ大会、環境学習、文化祭な ど多種多様な文化芸術活動が開催された。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞各学区まちづくり協議会において、そ の地域の特性を生かした多種多様な講座やイベントが 開催された。このことにより、子どもから高齢者まで、世 代を問わず地域の歴史文化や地域資源に関する学習 機会が提供され、地域に根ざした文化の継 承と意識の向上につながった。 ＜評価に対する取り組み＞全11学区でふるさと文化を 守り伝える事業が実施された。	今後各学区まちづくり 協議会において、事業の 検証・見直しが行われ、 地域文化の保全、継承 のために新たな取組の 創出の検討など、地域文 化に対する住民理解・意 識の向上に向けた取組 みが展開されるよう支援 を行う。
11	文化振興課 文化団体活動支援事 業	文化振興課	生活文化や芸術に親しむこ とができる環境の醸成およ び、活動発表の場となる文 化祭等の開催支援の要求が あった。 ①「近江八幡市文化団体活 動事業補助金」…文化団 体連合会への支援を通し て、地域での活発な文化芸 術活動を推進し、市民が生 き生きとした、活力ある地域 づくりを牽引する。 ②「近江八幡市まちづくり芸 術振興事業補助金」…補 助金の交付により市内の文 化団体の交付による文化 芸術の発展に寄与する。	①近江八幡市文化団体連合会 ②市 内文化芸術団体の事業に対し、補助 金を交付し、地域での文化芸術活動の 活性化を図る。 ③は公衆、応募のあった団体の事業 について、文化振興審議会における審 査を通して、採択団体と補助金額を決 定し、交付する。双方補助対象経費の2 分の1を補助する。	【最終:令和7年度】 市内文化芸術団体の活動を 支援し、文化によるまちづくり の実現を目指す。 【目標設定の理由】 誰もが多様な文化活動に参 加したり、文化芸術に触れる 機会を拡充する必要があるた め。	【事業の効果・ねらい】 幅広い分野の文化、芸術を振興するために、市民 による自主的で多様な文化芸術メニューの実施を 支援することで、市内の文化芸術団体の活性化を 図る。市の文化芸術の機運を高めることにも、市民に より多くの文化芸術に触れる機会を提供することが できるため。 【事業実績】 ①「近江八幡市文化団体連合会」 ・市民文化祭や文化講座等を開催、また、機 関紙「文化のなま」(雑誌)を発行。 ②「まちづくり芸術振興事業補助金交付団体」 ・7団体、申請額(計2,765千円)を交付。(申請団 体:4団体、申請額:3,335千円)	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞前年度と比較し、より多くの市内文化 芸術団体の活動を支援することができ、本市の文化芸 術の水増しと発展を図ることも、誰もが身近に文 化芸術に触れる機会を拡充につながったため。 ＜参考＞昨年度実績 5団体 【評価項目】市民主体の取組 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞市内の文化芸術団体等が主体となっ て行う事業に対して、補助金で支援する事業であるた め。	・近江八幡市文化団体 連合会が開催する事業 について、他の文化芸術 団体との連携を図り、より 文化芸術による地域の活 性化、まちづくりの促進に つなげる。 ・まちづくり芸術振興事 業補助金については、よ り多くの団体に活用して もらうため、SNSなども用 いて様々な手法で周知 を行う。

② 歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施に 目指す姿・目標	事業の 効果・実績	評価指標 4: 妥当, 3: ほぼ妥当, 2: 改善, 1: 見直し	課題・今後の方向性
12	人生伝承塾 生涯学習課	生涯学習課	モノ作りの伝承や日本がこれ まで培ってきた技術や精神 等を持つ地域人材や企業、 団体等が出前講座や見学受 入等を通じて生き方・知恵や 技能を児童・生徒に伝えるこ とを通して、地域人材の活用 を図ると共に、児童・生徒へ 技術や精神の継承を図る。	人生伝承塾の講師を冊子で紹介し、各 学区での「ふるさと教育」や授業づくり の支援を図る。	【最終:令和7年度】 市内校園所や地域において 事業を広く周知するとともに、 講座や講演での講師依頼を スムーズに行うことができる。 【目標設定の理由】 様々な分野で活躍してい る方々の生き方や考えから 学び、生涯学習の一環として 根付かせたいため。	【事業の効果・ねらい】 近江八幡市教育委員会で、「ふるさと学習」の推 進を掲げている。子どもたちが自分の生まれ育っ た学区や近江八幡市の伝統文化、いろいろな分 野で活躍する人との出会いを通して、生き方や考 え方を学ぶことにより、郷土愛やふるさと誇りをも つ心が育つ。また、自尊感情の醸成にもつなが る。 高度情報化が進み、情報が氾濫している現代では あるが、人と出会い、その生き方から感動的な体験 学習をするなど、よりその効果が高まると考える。 【事業実績】 講師リストの活用については十分ではないので、さ らなる活用の充実を図りたい。そのために、現在リ ストにはない講師を募集するために市内校園の活 用状況調査を行った。	講師リストをねらいと合 せて周知し、更新してい く必要がある。また、講師 の活用状況についての 調査を行う必要があると 考えるので、各小中学校 に活用状況を確認するこ とにも、新たな地域の人 材の情報についても確 認し、講師リストを更新し ていく。	

③ 伝統文化の担い手の育成

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	選択無形文化財保存 事業	文化振興課						

(No.8参照)

④ ふるさとに愛着心を持つ仕組みづくり

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	学校給食「はちまんの 日」の実施	学校給食セ ンター						
13	やまのこ・たんぼのこ 体験学習	学校教育課	<p>・やまのこ体験学習 次代を担う子どもたちが、森 林をはじめとする環境におよ び、近江八幡市の地理的特 色や産業への理解と関心を 深めるとともに、人と豊かに 関わる力を育むため、学校 教育の一環として、琵琶湖 や琵琶湖を取り巻く森林環 境を生かした体験型の学習 を行う。</p> <p>・たんぼのこ体験学習 地域の農家の皆さんの協力を を得て、人の心を癒すものづ くりを農業教育ブームとし、 室に於いて、知恵や心を育む 地域ぐるみの学校づくりを目 指す。</p>	<p>・やまのこ体験学習 市内小学校4年生が実際に森林に入 り、木や草花などにふれ、森林に興味 や関心を持つ。森林での体験を通して 森林のはたらきや重要性について理解 する。</p> <p>・たんぼのこ体験学習 「食の教育」と食を生み出す「農の教 育」を一体的に進めるために、学校教 育の現場だけでなく、家庭、学校、地 域が一体となった子どもたちと関わり、 具体的に農業を通じて身体・心を学ん でいく。</p>	<p>【事業の効果・ねらい】 子どもたちの自然体験の減少が危惧される中、子 どもたちが森林に入り、木や草花に触れたり、田植 えや稲刈りを通して農業体験をしたりすることは貴 重な体験になっている。</p> <p>【事業実績】 たんぼの子体験学習では、様々な活動を通して、 五感を使って自然と触れ合うことができ、田植え から稲刈りまでを行い、実際に食べることができ、食べ 物を大切にしようという意識が芽生えた。 やまのこ体験学習は、沖島において、森林環境学 習に取り組むことができた。市立12小学校すべて が参加した。</p>	<p>【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由> 市内12小学校全てで実施できた ため。</p> <p>【評価項目】障がい者・外国人の参加しやすさ、環境づ くり <自己評価> 4 <評価の理由> 全ての児童が参加できる内容であっ たため。</p> <p>【評価項目】事業実施による効果・ねらいの設定の妥 当性 <自己評価> 4 <評価の理由> 社会科・理科・総合的な学習の時間 等と関連させて、五感を使って自然体験学習をするこ とができたため。</p>	<p>森林をはじめとする環境 および、近江八幡市の地 理的特色や産業への理 解と関心を深めながら、 人と豊かに関わる力の育 成を目指す。やまのこ学 習においては、正規職員 の他に、やまのこサポ ーターを募り、引率も自願 している。今後も人員 の確保に努める必要があ る。</p>	

(No.8参照)

II 歴史的文化的遺産の保存と継承

1 伝統文化の保存と継承

① 歴史的遺産、伝統文化の継承と発展

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
14	茶道体験 幼児課	幼児課	<p>市内各地域で新興住宅地が 増え、幼稚園やこども園等に 通う子どもも地元の子どもも、 他市町村からの移住者が混在 するようになった。また、核家 族化が進み、祖父母との交 流が日常的に行われていた ころと比較すると、家庭内で の伝統・文化の継承も難しく なってきた。茶道に親しん どをいわれる織田信長由来の 近江八幡の子どもも、地域 の方を講師に迎えてお茶会を 経験することは、地域の文化 に触れ、ふるさとに愛着をも つことにつながる。期待 できる。</p>	<p>お茶席に必要な茶道用具をそろえ、その 使い方や茶道の歴史などについて話 を聞く。 賑やかな雰囲気の中でお茶席なら はのあいさつや作法を体験する。 お茶やお菓子を運んだり、いただいた りする。 （その他の子どもの活動や遊び） 松明・左義長祭りの見学、地域の散策 等</p>	<p>【最終：令和7年度】 地域の文化に触れ、ふるさと に愛着をもつ子を育てる</p> <p>【目標設定の理由】 ふるさと教育推進のため</p>	<p>【事業の効果・ねらい】 地域の方を講師に迎えてお茶会を経験することで、 地域の文化に触れ、ふるさとに愛着をもつことにつ ながるため。</p> <p>【事業実績】 茶道を指導して下さる講師を迎え、茶道の歴史 や作法について聞かせていただいた。また、子ど も一人一人がお茶を点て、改まった雰囲気の中 でお茶をするという事が貴重な体験となり豊か な経験につながった。 また、継続して取り組んでいくことで保護者の中 にも体験の実施に期待を寄せる声がある。</p>	<p>【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 3 <評価の理由> お茶会体験を通して、子どもたちが作 法や安土の歴史等に触れる機会となった。お茶会体 験は一日だが、年間を通して地域体験などを行ってき たことで、伝統文化をより身近に感じることができ、ふる さとに愛着をもつきっかけとなったと考える。</p>	<p>各園の準備や実施状況 に変化がみられるが課題 解決や目標達成に向け て、茶道体験だけな く、その他の伝統文化に 触れる機会についても実 施に向けて検討する中 で、幼児の豊かな体験を 保障していく必要があ る。</p>

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
15	図書館運営事業(地域資料のデジタル化)	図書館	平成29年度より事業開始。貴重資料の劣化、変質への対応を行う。地域資料の保存と公開を行うことにより、ふるさと愛着と誇りを持つ市民を育成する。	図書館及び市が所蔵する貴重資料のデジタル化、及びホームページ上での公開等、デジタルデバイスを活用することで、利用者の利便性を図る。	【最終:令和7年度】デジタルアーカイブのアクセス件数:継続して前年度比100%以上 【目標設定の理由】「第2期近江八幡市立図書館デジタルアーカイブ」指標サービス基本計画」指標	【事業の効果・ねらい】デジタル化した資料を使って地域を知り、ふるさと愛着と誇りを持つ文化を創ることができる。また、WEB上で公開することにより、地域の財産を全国に向けて発信することができる。 【事業実績】貴重資料の適切な保存及び非来館型の研究利用に供する等、利活用を図ることができた。また、デジタルアーカイブを見て、県外からも問い合わせがあった。 デジタルアーカイブへのアクセス件数は、令和6年度:270,306件(令和5年度:179,515件)と、約1.07万件増加した。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞4 ＜評価の理由＞デジタルアーカイブへのアクセス件数前年度比151%と大幅に増加した。 【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞3 ＜評価の理由＞来館せずとも貴重資料を閲覧することができ、小中学校等ではふるさと学習等への活用が供し、市民の知る自由を保障することができた。図書館を使った知られる学習コンカールの活用方法を伝達し、学校教育の中で活用を促した。	今後も『タイムスリップツアー』を継続して開催する予定である。通常上映の合同で行う事業であることから、今後も午前や閉館前を中心に開催する。マニキュア職作は機械操作に慣れた職員でないと難しく、解説案内役と連携しての作業となることから準備日数が必要である。
16	安土城天主信長の館 自主文化事業(安土文芸の郷振興事業)	文化振興課(安土町文芸の郷振興事業団)	当財団は、文化芸術の振興にかける各種事業を推進し、以って、安らぎと活力あるよりよい地域社会の創造に寄与することを目的に事業を行っている。	『タイムスリップツアー』では、6月毎週土曜日に高感度の美しい画面で安土城創建当時の様子を見ることができ、安土城や坂下町の様子を紹介し、また、安土城天主信長の館に設置されているVR安土城ツアーのウェアラブルヘッドセットの映像を体験した事業を展開する。	【最終:令和7年度】 【目標設定の理由】	【事業の効果・ねらい】平成27年4月にオープンしたVR設備を使った事業として、内容の一部見直しつつ継続して開催している。通常、一般放映している15分間のショートムービーだけでなく、マニキュア職作体験を通じて当時の様子を体感できる機会を提供している。 【事業実績】タイムスリップツアー…参加者数116名、よかつた、やや良かつた96%。参加人数に限られるが、VRの構造上、通常の上映時間の合同の30分間で行う事業としては、最大限の内容である。参加者からはVR映像のリアルさや城・坂下町の様子がイメージしやすい、様々な角度からの様子がわかるなど、好評な意見が多数である。	【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアクション ＜自己評価＞4 ＜評価の理由＞安土城天主信長の館に設置されているVR安土城ツアーのウェアラブルヘッドセットの映像の機能を活かした事業を展開でき、日常の上映では見ることができない映像と詳しい説明を時間をかけて提供できる。 安土地域の歴史文化に根ざした事業を中心に、復元安土城天主おおよそVR安土城の価値と魅力を引き出す学習会を開催できた。	

② 豊かな自然環境の活用

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
17	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境政策課	ラムサール条約登録湿地である西の湖及びその周辺のヨシ灯りの作成を県内各地に呼びかけ、幅広い年代層から、作品を募集し展示している。	西の湖ヨシ灯り展実行委員会より、西の湖のヨシを素材にしたオブジェヨシ灯りの作成を県内各地に呼びかけ、幅広い年代層から、作品を募集し展示した。	【最終:令和7年度】ヨシ灯り展の出展数が500に達する。 【目標設定の理由】ヨシ灯り展を通じて、自然環境保全の重要性を周知するため。	【事業の効果・ねらい】西の湖の環境保全に寄与するヨシの認知度が低いことから、市民全般に対し自然環境保全の啓発を行う必要があるため。 【事業実績】ヨシの群生地であり、地域固有の自然がみられ、文化的に重要な自然環境となっている西の湖でヨシ灯り展を開催することで、次世代を担う子どもたちを中心に環境保全の重要性について考えてもらう機会となった。	【評価項目】 ＜自己評価＞3 ＜評価の理由＞創作者の参加状況を測るため。 ヨシ灯り展に対する数値等＞令和6年度 483点(令和5年度 361点)	ラムサール条約登録湿地である西の湖の貴重な利用を図るとともに、ヨシの群生地をはじめとした自然の素晴らしさを次世代に引き継ぐため、継続して事業を実施する。

③ 人的資源の発掘と連携

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	人生伝承塾	生涯学習課					4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	

(No.12参照)

2. 文化財の保存と活用

① 伝統的建造物群保存地区の保存・活用

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	伝統的建造物群保存地区保存事業	文化振興課					4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	

(No.2参照)

② 無形文化財の保存

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4: 妥当、3: ほぼ妥当、2: 改善、1: 見直し	課題・今後の方向性
18	ライトアッププロジェクト事業	観光政策課	「文化芸術創造都市」近江八幡市では、八幡堀や重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観の水郷、ヴォーリス建築、安土城跡をはじめとする名残跡、近江牛や湖魚を使った豊かな食文化など、地域の先人たちが守り育ててきた魅力的な観光資源が豊富にあり、年間多くの観光客が訪れている。しかし、当市は京阪神、中京圏からのアクセスが良かったため、滞在時間の短い通過型観光地となっており、滞在時間の短さや宿泊客数の少なさから、観光客数に対する地元経済効果の低さが大きな課題となっている。これらの課題解決に向け、昼間は一定の観光客で賑わう八幡堀とその泉涌を、最新の照明技術や芸術性を加味したり、イベント(演出照明)により、昼とは趣の違う魅力的な夜間景観を提供し、観光客の長時間滞在や宿泊客の増加等、夜間の賑わいを創出し、地域経済への波及効果を高め、観光都市としての魅力の向上を図り、併せて八幡堀を良好な姿のまま、次世代へ継承していきけるよう環境保存意識の醸成を図るため事業を開始した。	『八幡堀ライトアップ』の維持管理を行った。	【最終：令和7年度】 八幡堀の観光入込客数 164千人 【目標設定の理由】 ブランドイメージ向上に伴う誘客促進	【事業の効果・ねらい】 八幡堀の夜間景観の構築により、歴史文化遺産を活かした観光都市として、観光客の長時間滞在や宿泊客の増加、夜間の賑わいの創出を高め、その効果を入幡堀一帯に波及させていく。また、併せて歴史文化遺産として、八幡堀を良好な姿のまま次世代へ継承していくために、保存意識の醸成を高めることに繋げる。 【事業実績】 今年度は、八幡堀ライトアップの維持管理を行うと共に、エリア拡大に向けて、測量業務と設計業務を行った。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 八幡堀ライトアップの運営や各種観光施策に取り組み、多くの観光客に訪れただけでなく、令和6年の八幡堀の観光入込客数 297千人。	ライトアップによる自然環境や住民への配慮。事業効果や地域の意向を踏まえ、令和7年度にライトアップエリアを拡大し、その後は維持管理を行う予定。
19	指定文化財保存事業	文化振興課	昭和25年に「文化財保護法」が施行され、第3条において地方公共団体の任務として、文化財の保存が適切に行われるように、努めることが定められた。本市の古い歴史でも、「近江八幡市文化財保護条例」を定め、文化財の保存のための措置を講じ、もって文化遺産の向上に資することとしている。	文化財を適切に保全し、後世に伝えていくためには、文化財が破損等をした場合、その修復等を行う必要があり、この保存・修復等に対して補助金を交付することにより支援を行う。	【最終：令和7年度】 指定文化財の保存・活用のための情報発信と補助の継続。 【目標設定の理由】 文化財所有者・団体を支援することで文化財の継承を継続する。	【事業の効果・ねらい】 近年の少子高齢化や生活様式の変化により、文化財を取り巻く環境も大きく変化し、寺社の構成員が著しく減少するなどの文化財の担い手が著しく不足している。そのため、文化財の維持管理を担う構成員だけでなく、文化財の保存のための措置のひとつとして、修理等に対する補助金交付による支援に取り組む。 【事業実績】 経年劣化による修理事業とともに、防災、防犯設備の整備事業に対処し、文化財の適切な保存を行うことができた。またハナノキの保護についての補助を行った。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 助成を希望する文化財所有者・団体すべてに補助金を交付することができた。 ＜評価に対する数値等＞ 目標3団体→3団体すべてに交付	今後も破損等により修理の必要な文化財保存修理事業に対し、補助金の交付による支援を継続する。

③ 埋蔵文化財の保護・保存と活用

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
20	埋蔵文化財発掘調査事業 文化振興課	文化振興課	開発事業により埋蔵文化財の破壊、損失を防ぐため、記録保存等の保護策を講ずる必要がある、文化財保護法に基づき埋蔵文化財の発掘調査を実施する。	記録保存のための発掘調査を実施する。また、発掘調査を実施した遺跡について、整理調査を実施し、調査成果の報告書を刊行する。	【最終：令和7年度】埋蔵文化財の発掘調査を実施し、調査を行ったものについては報告書を刊行し、市民への調査成果の普及啓発を行う。 【目標設定の理由】調査を行い、記録を公開することで文化遺産の保存と継承を行う。	【事業の効果・ねらい】埋蔵文化財は、一度破壊されると元に戻らないため、記録保存を行う必要がある。また、調査で得られた内容を地域学習に活かす取組が求められている。 【事業実績】開発に伴い破壊される埋蔵文化財について、本調査14件を含む発掘調査61件を実施し、埋蔵文化財の記録保存を行うことができた。また、過年度の調査を整理した。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞埋蔵文化財発掘調査を61件実施し、1冊の報告書を刊行した。調査成果の報告会は実施できなかった。 ＜評価＞ 61件(目標なし)、報告書刊行1冊(目標1冊)、調査成果報告の回数(目標1回) 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞埋蔵文化財の調査を行うことで適切な記録保存を行いました。	調査成果の普及啓発について、調査で出土した遺物の展示や成果の報告会だけでなく、HPなどを使った埋蔵文化財の普及啓発事業を実施する。
21	市史編集事業 文化振興課	文化振興課	本市には、先人の歴史、文化を今に伝える多数の古文書・書跡・絵画・彫刻・建造物など非常に豊かな歴史文化遺産が残っているが、市域の歴史をまとめた刊行物が無かつたため。	『近江八幡の歴史』全9巻の啓発事業を行う。収集した資料情報(資料原本、画像データ)の利活用を促進し、歴史的公文書館の整備を進める。	【最終：令和7年度】歴史資料の情報発信を継続し、収集した歴史資料の活用機能を具体化する。 【目標設定の理由】歴史的公文書館の整備を進める。	【事業の効果・ねらい】地域がその歴史を振り返り、過去を記録するのは、先人を顕彰するためだけでなく、これからのまちづくりを考えるために、現在の姿のなごりたちを確認するといふ将来にむけた基礎作業である。とりわけ個性ある地域づくり、市民との協働が必要とされる今日、市史の編集という市民たちで、蓄積された歴史を明らかにし、情報発信していく取組をすすめるなければならない。 【事業実績】市内に残る文書群の目録作成・写真撮影を行ったほか、令和6年度発掘対象文書より、近江八幡の歴史に重要な文書の選別作業を行った。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 2 ＜評価の理由＞市内に残る文書群の目録作成・写真撮影を行った。また、『近江八幡の歴史』を44冊を頒布した。昨年度は51冊であり下回ったため改善が必要である。 ＜評価＞ 44冊 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 44冊 ＜評価の理由＞市内に残る文書群の目録作成・写真撮影を行った。また、『近江八幡の歴史』を44冊を頒布した。昨年度は51冊であり下回ったため改善が必要である。	令和6年度は歴史資料保存活用事業として、市史編集後の資料集約・整理を終了したが、市史編集終了により、令和7年度以降は廃止となった。資料集約・整理は本市の歴史普及啓発に欠かせないため、各事業内で行う必要がある。

④ 市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
22	旧伊庭家住宅施設維持管理事業 文化振興課	文化振興課	市指定文化財旧伊庭家住宅の保存活用を行い、文化財に対する市民の理解と関心を深める。	ヴォーリズ専棟である旧伊庭家住宅を市指定の文化財として保存・管理し公開する。	【最終：令和7年度】公開・おもてなし対応を継続する。 【目標設定の理由】郷土の偉人伊庭貞剛・W・M・ヴォーリズの情報発信拠点の維持。	【事業の効果・ねらい】ヴォーリズ専棟である旧伊庭家住宅の保存・管理・公開を行うことにより、文化財に対する市民の理解・関心を深め、文化財継承のための土壌を育成する必要があるため。 【事業実績】旧伊庭家住宅の入館者数を上回ることを目指していた前年度以上の入館者数を上回ることができた。引き続き継続した入館者数増加を目標に全国的な発信を続けていきたい。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞旧伊庭家住宅活用団体であるオレガに公開対応を依頼し、年間を通じて利用者のニーズに対応した結果、昨年度より利用者が上回り、引き続き利用者の増加を目指したい。 ＜評価＞ 1,042人 令和5年度 1,042人 令和6年度 1,134人(92人増)	行政単独で長期的に保存・管理を行うことは困難であるため、オレガ/を主体としたボランティア団体等との連携、協力がより重要になる。また、施設維持費という側面を考慮すれば、入館料を徴収することも有効である。 入館者数を増加させることなどであるが、将来的には伊庭家住宅が地域に有益となるよう活用を目標とする。

⑤ 体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
23	歴史文化資産普及啓 発事業	文化振興課	近年の少子高齢化や過疎化、歴史文化や文化財への理解を深め、またより身近に感じることができ、文化財の保存・活用が行い、まちづくりに活かすこと、市内の歴史文化に興味を持ってもらうための講座や体験学習などを実施する。	ヴォーリス建築及び同時代の近代建築調査について、関西学院大学ヴォーリス研究センターを中心とした調査チーム、滋賀県文化財保護課、市による連絡協議会にて調査方針や進捗確認などを進めた。市内に残る歴史文化遺産の調査を行いました。市広報での歴史情報発信の連載、講座の実施、対応を行いました。	【最終：令和7年度】 【目標設定の理由】 情報発信により、郷土愛と文化の重要性を伝える。	【事業の効果・ねらい】 歴史遺産、伝統文化の保存・保全・継承には継続的な資金が必要とされることもあり、文化的資源の価値に対して、担い手や市民が理解し、関心を深めて、誇りに思うことが重要である。さらに、平成31年の文化財保護法改正により、歴史文化遺産をまちづくりに活かすこと、地域社会総がかりで、保存・継承に取り組んでいくことが求められている。 【事業実績】 市の広報に「ふるさと再発見」を12回記事掲載し、令和6年度は古写真をテーマに近江八幡市内の地域史について情報発信を行った。ふるさと観光大使と近江商人と情熱秀次についての講座対と観光大使として町の歴史を紹介した。またヴォーリス建築及び同時代の近代建築調査について、関西学院大学ヴォーリス研究センターを中心とした調査チームによる連絡協議会にて調査方針や進捗確認などを行いました。	4. 妥当、3.1:ほぼ妥当、2.:改善、1.:見直し 【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞市の広報「ふるさと再発見」古写真を12回シリーズで掲載した。 ＜評価に対する数値等＞広報「ふるさと再発見」掲載12回 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ヴォーリス建築及び同時代の近代建築調査について、関西学院大学ヴォーリス研究センターを中心とした調査チーム、滋賀県文化財保護課、市による連絡協議会にて調査方針や進捗確認などを行った。また市内の歴史文化遺産についての調査を行った。 ＜評価に対する数値等＞近代建築調査調整会議 2回実施。	今後も地域の歴史・文化について広報や講座対応により情報発信を行う。

Ⅲ 文化交流と地域産業の振興

1 文化交流の促進

① 海外の友好都市との文化交流の促進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
24	国際交流事業	まちづくり協働課	多くの市民が国際姉妹都市の文化や歴史、現地の人々に触れることの意義や、姉妹都市であることの誇りを広く周知・理解してもらいたい。	海外友好都市との親善交流促進とこれからの国際交流事業を公益財団法人近江八幡市国際協会との協働により実施・充実を図る。 【目標設定の理由】 国際親善交流の促進。	【事業の効果・ねらい】 多くの市民が国際姉妹都市の文化や歴史、現地の人々に触れることの意義や、姉妹都市であることの誇りを広く周知・理解してもらいたい。 【事業実績】 ・ミシガン州友好親善使節団【9/5～9/12】市民使節団の派遣を行い、当市団員は姉妹都市グランドラピッズ市でのホームステイ等を通じ、姉妹都市との交流を深めることができた。 ・姉妹都市イタリヤのお料理教室【3/4】参加者講師を招き、メインディッシュ・パスタ・デザート3品を調理・試食し、イタリヤの食文化を体験できた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞国際交流を深めるための講座の開催や、ミシガン州友好親善使節団の市民の派遣等により、お互いの文化や歴史を知り深め交流することができた。 ＜評価に対する数値等＞国際交流を深めるための講座の開催と姉妹都市からの使節団の受入が、それぞれ1回以上開催された。	友好姉妹都市を周知する事業や、友好姉妹都市等からの使節団の受入対応、また親善使節団の派遣の支援や国際交流を深めるため、継続して事業を行う。	
25	朝鮮通信使関連推進 事業	文化振興課	市内にも朝鮮人街道として足跡を残す「朝鮮通信使の精神」や国家間の善隣友好の精神を後世に伝える、地域資源としてまちづくりに活用しよう、通信使に縁をもつ、全国の自治体等と連携する朝鮮通信使縁地連絡協議会(現NPO法人)に平成11年度から加入した。	NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会(縁地連)に加入し協議会活動の支援と事業協力(通信使の啓発や日韓友好親善の支援等)及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録を契機とした事業を実施する。	【最終：令和7年度】 朝鮮通信使の精神を伝える。 【目標設定の理由】 相互を尊重する平和外交を伝えることで、国際交流の理念につながりため。	【事業の効果・ねらい】 朝鮮通信使の歴史の意義や当時の文化、通信使の記録を後世に伝える必要がある。 【事業実績】 NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会(縁地連)の活動を通して、当時の文化や国家間の善隣友好の精神を後世に伝え、地域資源としてまちづくりに活用しようとする通信使に縁をもつ、全国の自治体等と連携することによって、全国的なつながりを実現することができた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 2 ＜評価の理由＞NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と連絡をとり、連携を図ったが、令和5年度に主だった活動の実績はなかった。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 1 ＜評価の理由＞朝鮮通信使についての普及啓発活動を行う。	ユネスコ世界の記憶(世界の記憶遺産)の登録を契機に、今後さらに朝鮮通信使の歴史の意義を広く周知し、地域資源を活用した取り組みを展開する。

② 夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
26	広域観光および友好 都市交流事業(富士 宮市親善訪問)	観光政策課	市民団体「富士と琵琶湖を 結ぶ会」の富士宮市との交 流事業が、都市間の夫婦都 市提携及び文化交流を行っ てきたことを受け、両市の交 流の歴史と絆の深さを本市 市民らへ伝えるとともに、自 らの文化を再認識すること を目的に、夫婦都市である富 士宮市との文化交流の促進 を図る。	「富士と琵琶湖を結ぶ会」へ夫婦都市 交流事業を委託し、向会が継続して実 施する富士宮市親善訪問事業として、 富士宮市への訪問と市民同士の交流 を行う。	【最終：令和7年度】 親善訪問の市民参加者数 25名 【目標設定の理由】 コロナ禍前の令和元年度実 績	【事業の効果・ねらい】 両市の交流の歴史や深い繋がりや後世へ伝えるた め。 【事業実績】 市民交流の更なる促進を図るため、「富士と琵琶 湖を結ぶ会」の事業を民間団体に承継し、第68回 夫婦都市親善訪問(令和6年8月22日～8月24日) が実施され、19名の参加者(うち一般11名、事務 局3名、市5名)が富士宮市を訪問し、親善交流を 行った。	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 1 <評価の理由> 市の補助金を活用して一般公募を行 ったことにより実施された。民間団体に事業を承継し たことにより、市民レベルでの自主的な市民交流が一 層図られることと期待する。 <評価に対する数値等>参加者数 19名	単なる友好親善だけでな く、多分野にわたる都市 間交流の歴史と培ってきた 両市の絆の深さを本市 市民らへ更に伝えること が必要があるが、民間団体 が主催で実施していくに あたり、富士宮市は安全 面やリスクがあり事業実 施の負担も大きい。また、 市民交流の手法につい て見直しが必要である。
27	夫婦都市児童相互交 流事業	学校教育課	夫婦都市提携を結んでいる 富士宮市と近江八幡市の小 学生が、豊かな自然や歴史 に恵まれた中で、2泊3日の 活動を通してお互いの親交 を深め、健全な青少年の育 成を図るとともに、両市の 友好を深め、両市の今後の 発展に寄与する。	2泊3日の宿泊型体験学習。	【最終：令和7年度】 参加校数：12小学校 【目標設定の理由】 参加状況を測るため	【事業の効果・ねらい】 両市では、児童交流だけでなく、行政・スポー ツ・文化などいろいろな面で交流し、友好と親善を 深めているとともに、災害時の相互応援の協定も 結ばれている。これまでの長い歴史を大切にしま ながら、新しい時代に向けてさらなる夫婦交流を深めて いくことが期待されている。 【事業実績】 本事業は隔年でお互いの市を訪れ、市の魅力を 伝えることで、両市の良さを感知すると同時に、ふる さと近江八幡の良さを再確認することにつながって いる。	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由> 市内全12小学校より、児童が参加し たから。	市立小学校12校より参加 者を募り、両市の代表者 として交流を行う。お互い の市の魅力を伝え合い、 学び合う活動を実施する ことにより、両市の交流と、両 市の魅力を伝える心構の育成を 目指す。

2 地域資源を活かした産業や観光の振興

① 近江八幡版DMOの推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
28	観光ブランディング事 業	観光政策課	市内には観光資源や事業者 が数多く存在するものの、そ れらの優位性を活かして、地 域外の資金や人材を呼び込 むという持続的な地域経済 の活性化に結びついていな い。 これらのポテンシャルを活か して、当市の観光地としての 競争力を更に高めることを目 的として、行政や観光事業 者が協力して、当市ならば の観光資源を磨き上げ、そ の魅力を発信する「観光地 ブランディング」に取り組む。	・地域おこし協力隊(観光まちづくり)3 名の配置(既存2名+新規1名)・・・観光 ・観光振興計画の推進	【最終：令和7年度】 観光客満足度 87% 【目標設定の理由】 ブランディングによる観光客の満 足度向上	【事業の効果・ねらい】 観光資源のブランディングを進め、観光客や地域住民 の満足度を向上させる。 【事業実績】 観光振興計画の推進。 地域おこし協力隊によるブランディング推進。 観光プロモーション事業によるウエブサイトのリ ニューアル。 「西の湖・ヨシ」のプロモーションの実施。	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由> 令和5年3月に改訂した観光振興計画 に基づき、観光理念「近江八幡ライフスタイルツーリス ム」の推進に向け、各種施策を実施しブランディングに取 組めた。 また、地域おこし協力隊によるまち歩きイベントの開催 やSNS等による情報発信、観光ウエブサイトのリニュー ール等を行い、近江八幡の魅力を広く発信した。 <評価に対する数値等>観光客満足度87.5%(令和5 年度)	観光地としてのブラン ディングは、地域の関係 者が一体となって推進す べきものであり、その舵取 り役として観光地づくりに 関するDMOの役割が期 待される。DMOがその役 割を發揮できるよう、その 体制強化について、引き 続き支援が必要である。

② 西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
該当なし								

③ 沖島と湖魚文化(料理)を活用した取り組み

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
29	沖島離島振興事業	企画課	2013年7月に沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことを受け、同年10月に島民主体で島おこしを進めるため、沖島町離島振興推進協議会が設立された。この団体の活動を官民連携で推進するため、滋賀県と協議して団体事業への助言・支援及び活動費を補助している。	沖島町離島振興推進協議会が実施した下記の記事に対し、滋賀県と協議し、空き家活用事業、高内の空き家を借り上げ、民泊施設、資料館として活用。沖島PR事業、おきまのえの開催、PR改修等。来島者受入環境整備事業、献音対策、散策道の補修。定住促進事業、空き家対策事業、高齢者の買い物支援、見守り事業。	【最終:令和7年度】 26,000人 【目標設定の理由】 来島者数	【事業の効果・わらわら】 沖島は、人口減少と高齢化の進行、主要産業である漁業の衰退が大きな課題となっており、交流から定住に繋げていく取組と、島の主要産業である漁業の振興、高齢者が安心して暮らせる取組を強化する必要があるため。 【評価項目】おきま資料館が再館し、漁具や農具、沖島の暮らし等の展示を行われ、継続して島文化の継承が行われている。散策道を味わえるおきまのえの開催や、散策道整備ほか、交流人口創出に向けた取組や空き家の出し作業の支援を行い、移住者の受入環境の整備を行った。	【評価項目】市民主体の取組 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 島の課題となっている空き家対策について、島固有の課題も、多いことから、島民の理解と協力を得ながら活動を行う必要があり、島内団体で構成される沖島町離島振興推進協議会に対し、補助金交付による側面支援を行うことで、島民が主体となった実態に即した取組を支援することができる。 【評価項目】事業実施による波及効果 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞平成25年7月に離島振興対策実施地域の指定され、島民による主体的に離島振興を行う体制が整えられ、積極的なPR活動等を行ったことから、平成25年12,800人だった来島者数が、令和5年には過去最高25,924人を記録した。また、令和6年の来島者数は25,111人であり、おきま資料館来館者数や民泊泊泊者数については、順調に人数を増やしている。(資料館 令和5年度:1044人⇒令和6年度:1085人、民泊 令和5年度:390人⇒令和6年度:447人)	離島振興や漁業振興など様々な取組を行い、来島者数の増加に繋がっているが、依然として止まらない人口減少と高齢化の進行、主要産業である漁業従事者の減少が大きな課題となっている。島の主要産業である漁業の高齢化、高齢者が安心して暮らせる取組を強化する必要がある。

④ 市の歴史文化を活かしたロケツアーリズムの推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
30	VR安土城事業	文化振興課	平成23年度に市内観光地への誘客や市民の文化遺産に対する意識の醸成を図り、新たな観光資源として活用するため、VR安土城の制作を行った。平成29年度にはさらに、周遊ルート構築のためスマートフォンアプリ新規利用者の獲得を目標として、当アプリの運用を開始した。	ヴァーチャルリアリティにより仮想空間で再現され、映像に入り込んだような臨場感を体験できるVR安土城を出版社やテレビ局など多くのメディアで利用してもらったことにより、利用実績を増加させた。また、VRとGPSを連携させ、全国に当市の魅力を発信するきっかけとする。また、VRとGPSを連携させ、スマートフォンやタブレットで当時の風景を現地体で体験できるストーリー構築。スマートフォンアプリの運用により、当アプリの新規利用者の獲得を目標として、当アプリの運用を開始した。	【最終:令和7年度】 VRを通じた安土城の情報発信を継続して行う。 【目標設定の理由】 特別史跡安土城跡の全国的な認知向上により市民の愛着を高める。	【事業の効果・わらわら】 天守等の建物が残っていない城跡は、一般の観光客の興味を引くにくく、歴史資産の活用が非常に困難である。安土城跡も特別史跡に指定されているが、天守等の建物が現存しておらず、知名度が低く、その内容の認知度が低い。そのためVRによる可視化によって認知度を高めるために合わせて、町下町を観光地ルートのために継続的に活用する必要がある。 【事業実績】 VR作品『輪廻安土城跡』の達成に向けてのアプローチが多いため、安土城の復元イメージについて広報やPR効果は期待できる。TOPPAN株式会社や関連事業者との連携や、VR及びスマートフォンを運営している自治体と協力し、これらの事業の一層のPR等が必要である。映像を4Kに更新することができ、好評であるストーリーを依頼しながら新しいVR映像を公開することができた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ VRのメディアへの公開について一定の効果があった。 【評価項目】効果、ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ VRゴーグルを使って没入感を感じられるようにする。	引き続きVR安土城のコンテンツをメディアに公開していく。

IV 文化芸術創造都市の創造

1 多様な文化活動の推進

① 市民主導の文化芸術活動の育成

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	文化団体活動支援事業	文化振興課					4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	

(No.11参照)

② 地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
31	多文化共生推進事業 まちづくり協働課	まちづくり協働課	今後、新たな外国人材の受け入れにより、外国人住民人口は増え、また長期在住で定住化する外国人住民が増えつつある。外国人住民とともに暮らしやすくなる地域社会を形成するため、多文化共生のまちづくりに向けた取組、施策を推進する必要がある。	外国人住民とともに暮らしやすくなる地域社会を形成し、多文化共生のまちづくりに向けた取組、施策を推進する。	【最終：令和7年度】 全ての住民が、国籍、宗教、言語等の違いによらず、共に生きられる「多文化共生」社会の推進を図る。 【目標設定の理由】 外国人住民とともに暮らしやすくなる地域社会を形成するため。	【事業の効果・ねらい】 新たな外国人材の受け入れにより、外国人住民人口は増え、また長期在住で定住化する外国人住民が増えつつある。行政だけでなく、自治会、企業、団体、住民等の協働により、多文化共生のまちづくりを推進する。 【事業実績】 多文化共生こと講座等の事業を実施した。また、多くの問い合わせに対応(通訳業務・翻訳業務)することができた。また、市広報紙の掲載版(ポルトガル語・英語・やさしい日本語)の発行や、国際協会のFacebook等により情報の発信に努めた。	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 3 <評価の理由>市国際協会と連携し、多文化共生こと講座を開催し、住民に対し、様々な国の文化や風習について知る機会を提供できた。 また、ボランティアによる日本語教室について、市国際協会を通じて支援することができた。 外国人相談窓口では、1,105件の相談に対応できた。 <評価に対する数値等>多文化共生の講座等を1回以上開催し、外国人住民の地域行事への参加も行った。通訳・翻訳業務で1,100件以上対応した。	多文化共生推進に係る事業を実施するとともに、引き続き(公財)近江八幡市国際協会と連携し、啓発事業や通訳・翻訳業務を実施するなど、外国人住民を含む市民に向けた普及啓発を図り、暮らしやすくなる地域社会の形成に努める。あわせて、やさしい日本語の話し方講座も積極的に開催する。

③ 体験や参加、参画機会の充実

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
	茶道体験	幼児課				(No.14参照)		
32	市民文化祭共催事業 文化会館	文化会館	市民の文化芸術や文化団体等の活動の場を提供する。 事業開始時期：平成23年度以降	大ホール 舞台上で芸能発表等を行う。また、小ホールをはじめとした館内各施設で展示等を行う。	【最終：令和7年度】 参加団体が主体となり本事業を作り上げていく姿。 【目標設定の理由】 市民の自主的な文化活動ができる事業としたため。	【事業の効果・ねらい】 市内文化団体活動の成果を発表する場を提供する。 【事業実績】 令和6年度 入場者実績約3800名	【評価項目】市民主体の取組 <自己評価> 4 <評価の理由>本事業の順番や演目等を参加団体で考え、実施したため。	より多くの市民の参加が得られるよう、内容等を工夫する。
33	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会(まちづくり協働課)	各学区が文化活動の拡充を図ることを目的とし、活動の成果・発表の場づくりとして文化祭を開催。	日ごろのサークル活動の発表の場を提供し、学区民が文化活動の成果・発表を楽しむとともに、文化活動に対する参画意欲を促す。	【最終：令和7年度】 各学区の文化活動の拡充を図り、活動の成果、発表の場づくりとして文化祭を開催する。 【目標設定の理由】 日々の活動について発表の場を設けることで学区民の文化活動を推進するため。	【事業の効果・ねらい】 各学区が文化活動の拡充を図るために活動の成果・発表の場をつくり、文化によるまちづくりを推進する。 【事業実績】 各学区で趣向を凝らした文化祭が開催され、学区民の作品展示や利用団体のステージ発表、アトラクションなどが行われた。 大道芸やハチー、キッチンカー等の趣向を凝らした内容を盛り込んだ学区もあり、多くの学区民が参加した。参加者数：八幡学区800人、島学区400人、岡山1,500人、馬淵学区の作品展示数1,127点	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 4 <評価の理由>各学区で地域文化団体や学区民の参加協力のもと文化祭が開催され、多数の来場者が訪れるなど文化活動の推進に寄与しただけでなく、地域住民の交流の機会となった。	各学区まちづくり協議会において、今後も文化祭が地域の文化活動への住民理解・意識醸成が高まるような機会となり、より多くの人が参加できる文化祭となるよう、事業内容の見直し、検討が行われている。

番号	事業名	担当職 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
36	図書館運営事業(おはなし会)	図書館	平成29年より事業開始。幼い頃から絵本に親しみ、ことば生活にわたる読書習慣を身につける。また、4ヶ月健診時のブックスタートから継続した乳幼児への読書支援を行う。	近江八幡図書館で月1回、安土図書館で月1回開催し、乳幼児向けの絵本2冊の読み聞かせや、手遊び・わらべうたなどを親子で楽しんでもらう。参加者にはスタンプカードをつくり、5回参加すると職員の手づくりのおもちゃをプレゼントする等、参加したくなるような工夫を行っている。会が終わった後、おはなし会を開放し、保護者同士交流を持ってもらえるようにしている。	【最終：令和7年度】 おはなし会参加者数(前年度以上)増加 【目標設定の理由】 参加してもらったことで、絵本を親子で読む楽しさを体験してもらおう。	【事業の効果・ねらい】 子どもの読書離れが社会現象となっている昨今、生き生きと読む読書の習慣を幼い頃身につけて、読書の喜びや楽しさを体験してもらおうことが重要である。そのため、乳幼児期から親や祖父母といった身近な人と絵本を楽しむ機会を提供する必要がある。また、保護者に向けて、乳幼児への言葉かけの大切さを伝えることができる場でもあり、また、おはなし会終了後はお母さん同士の交流の場としても使えるよう努める。 【事業実績】 絵本を親子でも楽しもうというイベントを開催し、親子で読める機会となっている。同時にご覧いただける絵本があるのか、どのような絵本が乳幼児に合っているのかを知る場にもなっている。また、子育て世代の交流の場になりつつある。 令和6年度 近江八幡図書館:325人、安土図書館:149人 合計474人 令和5年度 近江八幡図書館:322人、安土図書館:125人 合計447人 令和4年度 近江八幡図書館:325人、安土図書館:125人 合計450人 令和3年度 近江八幡図書館:325人、安土図書館:125人 合計450人	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞赤ちゃん絵本の貸出冊数前年度比109.5%と増加、赤ちゃんの数が前年より増加(4%増)したことも一因であると考えられる。 令和6年度 34,901冊 令和5年度 31,866冊 令和4年度 31,905冊 令和3年度 35,100冊	引き続き、館内のおはなし会の充実を図るとともに、移動図書館車はらっこ、移動図書館車はらっこ、ぶつぐん巡回時のおはなし会も積極的にやっていく。
37	図書館運営事業(ブックトーク)	図書館	読書離れを始める小学3年生から中学1年生が、読書の興味関心を抱き、読書の楽しさを知ってもらおう。	テーマに沿って、様々なジャンルから選んだお話し本8冊前後を紹介する。市内の公立の小学校3年生から中学校1年生を対象に各クラスにおいて授業時間(40分程度)に実施する。	【最終：令和7年度】 実施回数(小学3年生から中学1年生の各学校各学年1回) 【目標設定の理由】 年に1度は体験してもらいたい	【事業の効果・ねらい】 近年子どもの読書離れが問題視されており、平成12年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、読書環境の整備が義務付けられた。これを受け、当市では「近江八幡子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもに関する家庭、校園、図書館が一体となって子ども読書環境の整備に取り組んでいる。 自分の興味のある本だけでなく、本の世界の奥深さ、おもしろさを知ってもらいたい。直接子どもたちに働きかけられることができる、ブックトークを実施している。 【事業実績】 コロナ禍で中断していたが、令和3年度は小学3年生から6年生までブックトークの動画を作成、学校で視聴してもらった。人事異動により令和4年度以降は実施できる職員がほとんどいなくなり、令和6年度までは実施できずにいたが、令和7年度から4年生を拡げられるように、令和6年に採用された職員が令和8年度から実施できるよう、現在研修計画を立てている。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 1 ＜評価の理由＞令和6年度は職員体制が整わず、未実施となった。	ビデオは、紹介された本への興味を湧かすにいくという意見があり、対面での実施を目指す。そのためのブックトークができる職員の育成が必要である。
38	図書館運営事業(図書館見学)	図書館	図書館の役割や利用の仕方を知り、本や図書館への理解、関心を高める。自分(本人)の利用カードを作成し、実際に本を借りてもらうことで、自分の意志で本を借りることが出来ることを知ってもらう機会とし、図書館利用につなげる。	市内公立小学校3年生を対象に図書館司書の業務内容や施設等の説明及び、おはなし会を実施し、実際に本を借りる体験をしてもらう。	【最終：令和7年度】 すべての小学3年生が図書館を利用し体験する。 【目標設定の理由】 図書館への理解を深め、図書館利用につなげる。	【事業の効果・ねらい】 公立図書館を利用するにあたってのルールや施設などの目的や学費を事前に説明し、また、本を借りてもらったことと図書館利用につなげ、読書習慣を身につけてもらう。 【事業実績】 市内至小中学校12校の小学3年生763人に実施し、全員が図書館の利用カードを作成した。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞実施率令和6年度全校実施(100%)	休館日や学校側のバスの都合等により日程調整が困難な場合もあるが、各校と調整を行い、全小児童の読書理解につなげるよう、内容や進行に随時改善を加えながら実施していく。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
39	図書館運営事業(職場体験等)	図書館	図書館の仕事を経験してもらい、働くことの意義を知り、図書館への理解を深めてもらう。	カウンターでの貸出返却処理、本棚への返本作業、本の修理、館庫の作成、おすすり本本のPOP作りなど、図書館の仕事の全般を体験してもらった。	【最終：令和7年度】要請があれば可能な限り受け入れる。 【目標設定の理由】図書館への理解を深めてもらう。	【事業の効果・ねらい】実際に職場で働く体験を通して、将来どのような職業に就きたいのか、進路を考えるきっかけづくりとする。 【事業実績】令和6年度は希望のあった市内2中学校(2人)、あすく利用(高校生1人)、市外1中学校(1人)、合計6人を受け入れた。1校から希望があったが、日程が合わず、受け入れを断念した。令和5年度は市内の中学校3校から計6人を受け入れた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞実施校4校(施設)÷依頼校5校×100=80% 依頼を受けたが1校の受け入れができなかった。以前図書館を利用していた「あすく」の生徒(高校生)が「図書館だったから体験したい」と全日程休まず体験してくれた。そういったことでの社会復帰の場として今後対応していきたい。	依頼があればできる限り受け入れるが、移動図書館やおはなし会など重なり、受入が困難な場合がある。対応できる職員の育成が必要。
40	本のまち！動く図書館事業	図書館	図書館から遠い地域に住む市民の方への図書館の貸出サービスを充実させるため、2号車を改良した移動図書館車を改良した移動図書館車「はちっこ号」を令和3年度4月から運行開始した。 また、公立、私立園間問わず市内の園児が共通の絵本体験が就学時までに出ていけることを目指し、まずは図書館から遠い就学前施設へ巡回する軽自動車改良型移動図書館車「はちっこ号ミニ」を整備した。(令和5年4月から運行開始)	はちっこ号で号でコミュニティセンター(八幡、神島除く)、サンビレッジ、商業施設、旧保健センター跡地などの一般ステーション13か所と、小学校5校、中学校2校、就学前施設5か所、合計25か所を巡回している。令和5年度は、軽自動車改良型移動図書館車のはちっこ号で号ミニにて就学前施設8園への巡回を始めた。巡回時にはおはなし会を必ず実施し、本を借りてもらっただけなく、実際に絵本やおはなし会でもらえるようにした。また、2号の移動図書館車の絵を描いてくれた絵本作家と園児とのワークショップを行い、移動図書館車に吊るす障子作りを行い、子どもたちがより移動図書館に親しみ、より工夫した。	【最終：令和7年度】移動図書館車での貸出冊数の増加(前年度比)上、令和5年度は、絵本のよみかきの実施度 【目標設定の理由】図書館から遠い地域での貸出サービス、児童サービスを充実させる。	【事業の効果・ねらい】全ての市民が公平に図書館サービスを受けられることとし、全館サービスの充実を図る。当市においては、図書館の場所が近江八幡、安土館ともに市の中心部になく、公共交通機関もなことから平成16年から予約本を市内のコミュニティセンターまで届け、予約本を市内のコミュニティセンターまで届けるサービスを行っているが、自分たちが求める本だけでなく、移動図書館車を巡回させることで、様々な本に触れて読書要求が刺激され、市民の読書領域を広げることも目的としている。 【事業実績】はちっこ号、巡回回数：22か所、巡回冊数213回、貸出冊数12,472冊、特別巡回：7か所、貸出冊数797冊 「はちっこ号」巡回実績：定期巡回：8か所、巡回回数59回、貸出冊数5,636冊、特別巡回：18か所、貸出冊数752冊	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞就学前施設へ巡回した際にはおはなし会の実施。 すべての巡回においておはなし会を実施した。	小学校でのはちっこ号の活用が減少しているとの対応を、子どもたちへの未利用者に対してはPRを行い、さらなる利用拡大を図る。はちっこ号ミニにおいては、引き続き巡回おはなし会を実施し、小学校に入るまで、華から読み継がれてきた絵本やおはなし(ストーリーテリング)を体験してもらえよう。絵本豊富なボランティア団体と連携する。本の紹介、ストーリーテリングができる職員が育つ課題である。
再掲	茶道体験	幼児課					(No.14参照)	
41①	文化会館自主文化事業<劇団四季ファミリーミュージカル『ガンバの大冒険』>	文化会館	生の舞台芸術を鑑賞する機会をつくる。	劇団四季によるミュージカル公演。	【最終：令和7年度】すぐれた舞台芸術に触れる機会を提供する。 【目標設定の理由】市民に優れた舞台芸術に触れる機会を提供することや地域の文化振興に寄与することを考えるため。	【事業の効果・ねらい】優れた舞台芸術に触れる機会を提供し、地域の文化振興に寄与する。 【事業実績】令和6年度 入場者数885人	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞市民にも広く周知されており、リピーターも多い。終演後にはにこやかな顔で体感する市民がほとんどのため。	市民の満足度をさらに上げられるよう演目を精査する。
41②	文化会館自主文化事業<オンタイムうたごえコンサート>	文化会館	市民へ、生の音楽に触れる機会を提供する。	ポップスを中心とした、観客も一緒に歌う参加型のコンサート。	【最終：令和7年度】チケット販売数700枚 【目標設定の理由】市民の音楽に触れる機会に増やされる市民を増やすため。	【事業の効果・ねらい】生の音楽演奏に触れる機会を提供し、地域の文化振興に寄与する。 【事業実績】令和6年度 チケット販売数899枚	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞毎年実施しては、楽しみにしている等の好評をいただいているため(公演後アンケートにて)	さらに市民が満足できるように内容を精査していく。
41③	文化会館自主文化事業<近江笑人寄席>	文化会館	伝統芸能である落語に生で触れる機会を提供し、市民の文化に対する意識高揚に寄与する。	社会人落語「泉笑会」による寄席。	【最終：令和7年度】チケット販売数300枚 【目標設定の理由】落語に生で触れる機会に増やされる市民を増やすため。	【事業の効果・ねらい】伝統芸能である落語に生で触れる機会を提供し、市民の文化に対する意識高揚に寄与する。 【事業実績】令和5年度 入場者数179人	【評価項目】市民への周知度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞広報活動の追加(全配布)により、令和7年度入場者数(179人)が令和6年度入場者数(124人)を上回ったため、市民の周知度は上がったと考えたため。	内容等を精査し市民の満足度向上に努める。
41④	文化会館自主文化事業<佳米朝一門会>	文化会館	伝統芸能である落語に生で触れる機会を提供し、市民の文化に対する意識高揚に寄与する。	開館以来継続している佳米朝一門会の落語会。	【最終：令和7年度】チケット販売数800枚 【目標設定の理由】落語に生で触れる機会に増やされる市民を増やすため。	【事業の効果・ねらい】市民に伝統芸能である落語に触れる機会を提供する。 【事業実績】開館以来、毎年1月初旬に開催している事業で、文化会館の恒例行事として定着している。	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞市民にも広く周知されており、リピーターも多い。終演後にはにこやかな顔で体感する市民がほとんどのため。	来朝事務所と日程や内容等を調整して継続。

番号	事業名	担当職 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
42	中央公民館講座 生涯学習課	生涯学習課	かつては、学区ごとに「公民館」が市によって設置され、そこにおいて事業の実施をまらちづくり協議会により、学区コミュニティにおいて各種事業(講座・講演・学習会・体験教室等々)を実施している。ただ、このような事業実施形態は、より地域に密着した課題を学ぶ。しかし、市民全体の共通の学習の観点では十分な対応ができていない。そこで、その点をカバーすべく、市の中央公民館事業として本事業を実施している。	中央公民館講座として、11月には親子山登り、1月に親子アロマテラピー体験講座、2月には親子水鳥観察した。	【最終：令和7年度】 生涯学習の機会を通して、地域の人材を育成する。 【目標設定の理由】 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画に沿った目標であるため。	【事業の効果・ねらい】 ふるさと近江八幡への愛着と誇りを醸成するとともに、社会の変容を反映した現代的な社会課題を学ぶ機会を提供する。 【事業実績】 11月の親子山登りは24名の参加、1月の親子アロマテラピー体験講座は24名、2月の親子水鳥観察会は26名の参加があった。	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 講座を開催し、参加者から「子どもとイベントに参加できてすごく楽しかった」「好きな香りが娘と違うのも、いろいろ話し合いながらやっていたのすごく楽しかった」「また家でやってみてみたい」など大変好評だったため。	多様な媒体による市民周知に努めるとともに、多くの市民に関心のある内容(テーマ等)の講座を検討する。
43	市民大学講座 生涯学習課	生涯学習課	近江八幡市がめざす生涯学習社会の実現に向けて、学びをとおした人づくりを担うことを目的とした理念として、「ふるさとへの愛着と誇りから学びが創る 元気なまち、近江八幡 ～郷土愛が紡ぐ近江八幡の生涯学習社会～」と定めている。これを達成するため、市民が学ぶ場としての「市民大学講座」を開講している。	各分野の有識者を講師に招き、対面による講座を開催する。	【最終：令和7年度】 生涯にわたって学びを継続できるように学習機会を提供する。 【目標設定の理由】 近江八幡市生涯学習社会づくり推進計画に沿った目標であるため。	【事業の効果・ねらい】 講座を巡回開催した。(参加者数：延べ99人) 内容：文化「書物の歴史」 健康「健康・フレイル予防」 歴史・文化「近江商人・料理文化」 生活「家庭菜園」	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 市民大学講座の事後アンケートで講座の内容に対して肯定的な回答をした参加者の割合が90%を超えており、市民の満足度が高い講座が開講できたため。 ＜評価に対する数値等＞アンケートで「大変よかった」または「よかった」と回答した参加者の割合：96%	多様な媒体による市民周知に努めるとともに、多くの市民に関心のある内容(テーマ等)の講座を検討する。
44	やよいコンサート 総合医療センター総務課	総合医療センター総務課	2005年10月、若くしてお亡くなりになられた故・浅野弥生氏のご遺族より、音楽をよび愛された弥生氏の遺志を尊重してベネッセ・センターのグラントピア(故・浅野弥生氏 寄贈)でコンサートを実施し、ご来賓された全ての人々に希望と勇気を与え、心を癒す豊かな時間を分かち合います。	当院エントランスホールにあるベネッセ・センターのグラントピア(故・浅野弥生氏 寄贈)でコンサートを実施し、ご来賓された全ての人々に希望と勇気を与え、心を癒す豊かな時間を分かち合います。	【最終：令和7年度】 1回/年開催 【目標設定の理由】 プロの奏者によるコンサート開催を想定しているため。	【事業の効果・ねらい】 病院には体や心を病んでおられる患者様が多数来院されます。弥生氏の遺志を尊重し、音楽を通して開病されている患者様に、穏やかな時間を過ごしていただくような空間づくりが必要と考えます。 【事業実績】 滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール主催の「ホスピタルコンサート」については、令和6年度抽選にも選ばれたため、実施が叶いませんでした。しかしながら、近江兄弟社中学校3年生による「クリスマスキャロリング」を12月20日に開催。多くの患者さんや、ご家族、医療従事者がコンサートを楽しみました。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ プロの演奏ではありませんが、133名の生徒による合唱コンサートは、癒しのひとときとして、聴衆の方々々に大変好評でした。	コンサートの開催が、外来診療や入院支援業務の時間帯と重なるため、音量等の配慮が必要。新型コロナウイルス感染症等の感染予防策を行い、継続した開催に向けて引き続き検討し取り組んでまいります。
45	絵画展示 総合医療センター総務課	総合医療センター総務課	当院の開院(平成18年10月)後に、市内の美術愛好家から、絵画展示の申し入れをいただき、以来10年以上にわたたり、入院生活という非日常の生活を過ごされている患者様、患者のご家族様など多くのの方々々に絵画を鑑賞していただくことのできる癒しの空間を提供している。	医療センター2階の周回通路の壁面を市内の絵画愛好者グループ「八美会」の絵画常設展示スペースとして提供する。展示作品は、①モチーフは季節感のある風景や静物とする。②危険防止のため、額のカラスを入れない。③絵の題名は明るい題名とするなど、医療入院患者様をはじめ、外来入院患者様を鑑賞していただくことのできる癒しの空間を提供している。	【最終：令和7年度】 絵画展示の継続 【目標設定の理由】 長年展示いただいていた、多くのの方に絵画を鑑賞いただいていたため。	【事業の効果・ねらい】 入院患者様をはじめ、外来患者様、患者のご家族など、多くのの方々々に絵画を鑑賞していただくことで、癒しの空間を提供する。 【事業実績】 医療機関での展示であることに配慮された作品を、4半期ごとに入れ替えて展示しています。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 当院が直接実施している事業ではないが、病氣や怪我の治療のために来院、入院しておられる患者様やご家族を見守り、絵画を見られるなど、入院治療や開病生活という非日常の生活の中でも、心を和らげ、癒しとなる機会が提供できている。	周回通路という特性から絵画の展示に限定されませんが、継続した展示を続けていきます。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
46	左義長まつり写真コンクール	観光政策課	近江八幡市を代表する火祭りのひとつとして左義長まつりの歴史、文化を継承するとともに、地域の活性化や市民の充足感の獲得に繋がる文化芸術を身近にすることを目的とする。	左義長まつりの写真を広く募集し、審査において優秀作品となつたものについて市内の観光施設において展示及び表彰を行う。また、応募作品については左義長まつりのチラシやポスターなどにも活用される。	【最終：令和7年度】写真コンクール応募数 600点 【目標設定の理由】コロナ禍前の平成31年度実績数値	【事業の効果・ねらい】 左義長まつりへの誘客促進及びまつりの魅力をより広く周知する。歴史、文化の継承を支えるとともに、地域の活性化に繋げる。 【事業実績】 写真コンクールの盛り上げが、低送等もあり目標達成に至らなかった。 【応募数】プリント部門 70点。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 2 ＜評価の理由＞ 祭り当日の天候が悪かった影響や写真コンクールの盛り上げが、低送等もあり目標達成に至らなかった。 ＜評価に対する数値等＞ 応募数 70点	従来の紙焼き写真による写真コンクールという形態から、新たにリニューアルした観光ウェブサイトに連携したデジタル写真でのフォトキャンペーン等への移行も含め検討を行う。
47	図書館運営事業(歴史講座、コンサートの開催)	図書館	地域の文化財や自然を未来へ語り伝える。また、親で絵本を介した物づくりの楽しさを体験してもらうため、ワークショップを行う。	地域に根差した歴史や文学に関する講演会や展示を開催する。また、ワークショップなどを通して、子どもたちに絵本の楽しさや物づくりの喜びを体験を通して知ってもらう。	【最終：令和7年度】年2回以上実施 【目標設定の理由】一般向け・児童向け：各1回以上	【事業の効果・ねらい】 地域の自然・文化を知ってもらう、次世代に受け継いでもらうため、講演会等を開催するとともに、子どもたちに向けて、読書の楽しさを広げるために、絵本作家によるワークショップ等を開催する。 【事業実績】 ①はやしますみ氏 絵本原画展 参加者 204人 ②はやしますみ氏・中野輔哉氏トークショー 参加者 84人 ③濱岡由利氏講演会「光る君へ」から「源氏物語」と紫式部と 参加者 63人 ④村中李衣氏講演会 参加者 238人 ⑤敷内正幸絵本原画展 参加者 1,022人 ⑥敷内竜太氏講演会 参加者 49人 児童コーナーでの参加型ワークショップ「⑦絵日記を完成させよう⑧やってみよう⑨お魚釣り⑩五味太郎のぐるぐるかるたカードで遊ぼう⑪かるたを楽しむ」	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 開催回数10回(令和5年度:4回)	近年、児童対象の権利が多いので、一般対象の歴史講座なども検討する。
再掲	安土文芸の郷指定管理事業	文化観光課(安土町文芸の郷振興事業団)	各施設、より良いサービスの提供および管理運営のため、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者による管理運営を行っている。	施設の管理運営を行い、歴史・文化、芸術・教育に関する市民活動および観光客への情報発信拠点としてイベントやサービスの提供を行う。	【最終：令和7年度】市の歴史・文化、芸術に関する資料を公開する。 【目標設定の理由】市民への歴史・文化等への関心を理解を深めるため。	【事業の効果・ねらい】 市内に残る歴史資料の保存・管理・公開を行うことにより、文化財に対する市民の理解・関心を深め、文化財継承のための土壌を育成する必要性があるため。 【事業実績】 資料館、旧西川家住宅及びかわらけミュージアムでは前年度以上の入館者数を上回ることができた。また、学校や団体客への案内も行い、次世代に向けて継承活動も行った。引き続き来館者増加に向けて情報発信や企画を実施し、関心が高まるよう努める。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 市立資料館の入館は13,419名で、研修室、コワーキングスペース利用者 1,100名を計上した。 重要文化財旧西川家住宅の入館は16,944名だった。かわらけミュージアムの入館は13,409名で、体験工房が986名、研修室利用者が366名を計上した。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 市立資料館、旧西川家住宅、かわらけミュージアム指定管理事業では、チラシ、ポスターだけでなくラインやHP、SNSによるリアルタイムな情報発信を行った。	引き続き市民および観光客へ向けた事業を実施し、より関心を深める。
48	関連施設における自主事業(資料館、旧西川家住宅、かわらけミュージアム、特別史跡安土城跡ガイダンス施設)	文化振興課(指定管理)	各施設、より良いサービスの提供および管理運営のため、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者による管理運営を行っている。	施設の管理運営を行い、歴史・文化、芸術・教育に関する市民活動および観光客への情報発信拠点としてイベントやサービスの提供を行う。	【最終：令和7年度】市の歴史・文化、芸術に関する資料を公開する。 【目標設定の理由】市民への歴史・文化等への関心を理解を深めるため。	【事業の効果・ねらい】 市内に残る歴史資料の保存・管理・公開を行うことにより、文化財に対する市民の理解・関心を深め、文化財継承のための土壌を育成する必要性があるため。 【事業実績】 資料館、旧西川家住宅及びかわらけミュージアムでは前年度以上の入館者数を上回ることができた。また、学校や団体客への案内も行い、次世代に向けて継承活動も行った。引き続き来館者増加に向けて情報発信や企画を実施し、関心が高まるよう努める。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 市立資料館の入館は13,419名で、研修室、コワーキングスペース利用者 1,100名を計上した。 重要文化財旧西川家住宅の入館は16,944名だった。かわらけミュージアムの入館は13,409名で、体験工房が986名、研修室利用者が366名を計上した。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 市立資料館、旧西川家住宅、かわらけミュージアム指定管理事業では、チラシ、ポスターだけでなくラインやHP、SNSによるリアルタイムな情報発信を行った。	引き続き市民および観光客へ向けた事業を実施し、より関心を深める。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3.1,ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
49	関連施設における自主事業(安土城郭資料館、白雲館)	観光政策課(指定管理)	○白雲館 【背景】国の登録文化財。明治10年に八幡東学校として費用の大半を近江商人の寄附金で建築されたという歴史的にも貴重な洋風建築物。平成6年に市が解体修理を実施。平成18年4月から指定管理者による運営に移行。 【目的】明治建築の原形を保存し、伝統文化の保存と継承及び地域文化の普及振興を図り、多くの人々がふれあい、文化を生み出す力を育むとともに、観光及び土産物の振興を図り、地域の活力を増進させることを目的とする。 ○安土城郭資料館 【背景】昭和63年に開館。平成21年4月から指定管理者制度による運営に移行。 【目的】主に中世から近世における城郭に関する資料及び安土城の普及振興と、地域文化の普及振興と観光の振興を図ることを目的とする。	各施設の設置目的に沿って、指定管理者(一般社団法人近江八幡観光物産協会)が資財及び自主事業を行う。	【最終：令和7年度】 観光客入込客数(城郭資料館) 20千人 【目標設定の理由】 自主事業による誘客促進	【事業の効果・ねらい】 地域文化の普及振興と観光の振興を図り、地域の活力を増進させる。 【事業実績】 オリジナル限定土産品の販売や喫茶メニューの開発をはじめ、誘客促進に向け広域の周遊事業等に参画し、入館者数増に取り組めた。また、城郭資料館では入館者数70万人を記念した情報発信や、新たにトリックアート展示を設置し更なる誘客促進に取り組んだ。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞自主事業や周遊事業に取り組む、多くの方に入館いただいた。 ＜評価に対する数値等＞令和6年観光客入込客数(城郭資料館) 24千人	安土城築城450年祭などに向け、自主事業の企画や展示物のリニューアルなどを検討し、更なる入館者数の向上を図る。
50	市美術展覧会	文化振興課	昭和31年に第1回市美術展覧会開催。昭和54年5月に文化会館が開館し、以降展示会場となる。平成13年に文化芸術政策の指針を定め、制定され、平成25年3月に「近江人幅市文化振興条例」を制定、文化の振興に関する基本理念と、施策の基となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、個性豊かで活力ある地域の文化生活に寄与することとしている。 本事業は、市民に対し日常の創作活動発表の場を提供することにより、より一層の創作意欲の向上を図り、市の美術文化の発展をめざす。また展覧会を通して市民に芸術文化を身近に鑑賞し親しむ機会を提供し、市民文化の向上を図る。	・年3回、9人の美術家を委員とした市美術展覧会委員会を開催し、当年度の運営や企画の詳細を決める。 ・平面、立体、工芸、書、写真の5部門において、各審査員による審査後、入選作品を5日間文化会館で展示。 ・入選作品のうち、特に優れた作品に「入選賞(市展賞、市長賞)」「後援団体からの賞」を贈呈、奨励賞等の賞を決定し、表彰する。 ・作品鑑賞会を行い、陳列された作品について見どころの説明や制作にかかわるアーティスト等を審査員や委員に行っていた。	【最終：令和7年度】 展覧会を通して、誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくりを実現する。 【目標設定の理由】 文化振興基本計画に基づき、誰もが身近に文化芸術活動に触れる機会が必要であるため。	【事業の効果・ねらい】 平成27年に実施した市民アンケートでは、「関心のあがる文化・芸術分野」は音楽に次いで『美術』の美術館が54.6%であった。しかし、市内には常設の美術館がなく、市民が気軽に、身近な場所で芸術性の高い美術作品に触れる機会は少ない。また、創作者は、各所属する団体で展示会等を開催している場合もあるが、団体に属さない人たちに参画する機会が制限されている。 審査員による審査や講評についても、ある程度大きな展覧会でない限り実施は難しく、市美術展覧会がその貴重な機会となっている。 【事業実績】 出品者にとっては創作活動発表の場であり、有識者による審査を受け講評を得ることができる。入賞者には、評価・表彰されることで今後の活動の励みとなっている。また、鑑賞者にとっては、身近な場所でも様々な美術作品に触れることのできる機会となっており、鑑賞会は直接美術家からアドバイス等を得られる貴重な機会となっている。 平成29年度 出品者253名、来場者数1,126名 平成30年度 出品者237名、来場者数920名 平成31(令和元)年度 出品者209名、来場者数917名 令和2年度 コロナ禍で中止 令和3年度 出品者183名、来場者数700名 令和4年度 出品者200名、来場者数940名 令和5年度 出品者203名、来場者数711名 令和6年度 出品者239名、来場者数675名	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞前年度と比較し、出品者数・出品点数は増加したが、年々減少傾向にあるため。 出品者数:203点(令和5年度) ⇒ 202点(令和6年度) 出品点数:244点(令和5年度) ⇒ 239点(令和6年度) 【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞来場者アンケートより、「大変よかったです」が全体の65%となったため。 ＜評価に対する数値等＞アンケート回収総枚数:(337枚)、回収率:50.0% 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのフォローアップ ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞誰かが気軽に芸術に触れるきっかけとなるよう、新たに市展の開催期間中に対話型鑑賞会を実施。 ＜評価に対する数値等＞参加者数:9名	より多くの市民に周知し、参加してもらうための方法を検討する。

⑤ 誰もが文化活動に参加できる環境づくり

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
51	人権フェスティバル	人権 市民生活課	人権問題は身近に数多くあるにも関わらず、多くの人が人権について無関心で、人権について考えるきっかけづくりとなる場を提供しなければ、人権問題を自分ごととして捉えることは難しい。人権問題の解決に向けた啓発活動とともに、相互理解に向けた交流を進めることで、人権意識の向上を図りたい。	人権教育・人権啓発活動に取り組み市民団体である近江八幡市人権尊重のまちづくり推進協議会(市人権協)に委託し実施した。 『わたしのヤングケアラー』～障がいのある両親の元に生まれて～と題して美容師(Hair Dresser TiCA オナーナ)の高橋美江さんによる講演をはじめとする各種イベントを行った。	【最終:令和7年度】 アンケートの結果、9割以上が満足を得られるよう企画する。 【目標設定の理由】 人権問題を自分ごとと捉え、人権について考えていただく機会とするため。	【事業実績】 「人権フェスティバル」を、馬淵学区人権尊重のまちづくり、男女共同参画推進協議会と合同で開催した。人権擁護作品入賞者表彰式や講演会、ダンス教室(ミ・ハルルーさんによる民族舞踊マリネラの披露)、人権啓発パネル展のほか、おみやげ工房のワークショップや遊びのブースなど、盛りだくさんのプログラムで、約240名の参加があり、多くの方々に様々な人権について考える機会を提供することができた。	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ アンケートの満足度が17であり、アンケートの回収率が低かった。「よかった」「よかった」と「まあよかった」が9割以上となった。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 馬淵学区人権尊重のまちづくり、男女共同参画推進協議会と合同開催したことにより、イベント内容が充実したものとなった。 【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 当日参加者が240名程度と、たくさんの方に来場いただけた。 ＜評価に対する数値等＞ 当日参加者数 240名程度	近江八幡市人権尊重のまちづくり推進協議会(市人権協)への業務委託により開催した。市人権協の活動の活性化とともに、市民の自主的な企画・啓発の事業として実施していく。昨年度の八幡学区まちづくり協議会人権部会との合同開催に続き、馬淵学区人権尊重のまちづくり、男女共同参画推進協議会と合同開催した。多くの市民に開催し、より多くの市民に力的な企画や効果的な広報を検討する。
52	人権尊重のまちづくり 市民講座	人権 市民生活課	人権問題は身近に数多くあるにも関わらず、多くの人が人権について無関心で、人権について考えるきっかけづくりとなる場を提供しなければ、人権問題を自分ごととして捉えることは難しい。人権問題の解決に向けた啓発活動とともに、相互理解に向けた交流を進めることで、人権意識の向上を図りたい。 市人権フェスティバル開催(10～12月)など、複数の啓発事業を時期を変えて実施することにより、市民に対する人権啓発の機会を広げている。	「いのちを食べて、いのちを生かす」と題して、映画監督の藤原あやさんによる講演を実施した。	【最終:令和7年度】 アンケートの結果、9割以上が満足を得られるよう企画する。 【目標設定の理由】 人権問題を自分ごとと捉え、人権について考える機会とするため。	【事業の効果・ねらい】 事業の目的と同じ 【事業実績】 アンケートの回収数は41枚であった。全体の満足度としては、とてもよかったと「よかった」が9割以上となった。	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ アンケートの満足度について、「よかった」「まあよかった」が9割以上となった。 ＜評価に対する数値等＞ アンケートの満足度について、「よかった」と「まあよかった」が9割以上となった。 【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 生命への感謝と尊敬、被差別部落関係、伝承してきた家族の絆について考えていただくことができた。 【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 参加者100名のところ、当日参加者数は60名であった。 ＜評価に対する数値等＞ 当日参加者数 60名程度	事業継続しつつ、多くの方に参加してもらえるような企画、周知方法について検討を行う。
53	人権尊重のまちづくり 推進員事業	人権 市民生活課	市民がさまざまな人権問題と出合い、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい地域づくりの実現のために、自治会を単位とする地域における人権学習は不可欠である。そのために、各自治会の推薦を受けて市が委嘱する「人権尊重のまちづくり推進員」を配置している。同推進員には、各自治会主催の「人権尊重のまちづくり懇談会」(まち懇)の企画など、地域における人権啓発の中心的な役割を担っていただくため、同推進員を対象とした人権意識を高める人権学習の機会を確保(研修会開催)し、まち懇等の地域での人権学習を積極的に実施してもらうことを目的とする。	「人権尊重のまちづくり推進員」対象の事前研修会を各学区コミュニティセンターにて開催した。各自治会主催の「人権尊重のまちづくり懇談会」は、懇談が可能な自治会には人権学習資料(紙資料)の提供の自治会内での配布・回覧による学習機会を設けることを依頼した。	【最終:令和7年度】 自治会全体の9割における人権尊重のまちづくり懇談会の実施。 【目標設定の理由】 より多くの市民に人権啓発を行うため。	【事業の効果・ねらい】 事業の目的と同じ 【事業実績】 多くの自治会で懇談会や資料の配布・回覧等により、人権学習の機会をもってもらえた。	【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアプローチ ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 各学区で人権尊重のまちづくり推進員を対象とした事前研修を実施することができた。 【評価項目】事業実施による波及効果 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい、まちづくりについて考えていただくことができた。	地域における人権学習の必要性について理解していただき、まち懇の実施の自治会に対して積極的に働きかけるとにより、懇談会実施率を高めていく。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
再掲	市民文化祭共催事業	文化会館						
54	図書館運営事業(貸館)	図書館	市民の心豊かな文化活動の推進に寄与すること、図書館集会所の有効活用により、図書館利用者の増加を図る。	市民および団体を対象に、図書館内集会所を文化芸術団体や生涯学習団体に貸し出すことと読書普及や文化芸術振興に結び付ける。	【最終：令和7年度】 毎月最低2件以上の利用 【目標設定の理由】 市民の求めること、活動場所を提供すること、文化活動及び読書推進活動に寄与する。	【事業の効果・ねらい】 市民が地域の課題を市民自ら考える解決することが求められており、図書館はそのような自立した市民の活動を、資料・情報・活動の場を提供して支えていく必要があるため。 【事業実績】 貸館件数:110件、利用人数:1,627人 ホール展示件数:10件 三角コーナー展示件数:6件	【評価項目】市民主体の取組 ＜自己評価＞4 ＜評価の理由＞毎月6回以上の利用があり、市民の文化活動及び読書推進活動の場を提供することができた。	引き続き、求めに応じて活動の場を提供する。 異なる場所の提供だけでなく、自立した市民の活動を図書館としてサポートする方法として、本を提案する機会を作る。
55	文化会館管理事業(貸館)	文化会館	市民の文化芸術や文化団体等の活動の場を提供する。	大・小ホールををはじめとした館内各施設を貸出し。	【最終：令和7年度】 年間利用者数 95,000人 【目標設定の理由】 より多くの市民に文化芸術活動の場を提供することが地域の文化振興に寄与すると考えるため。	【事業の効果・ねらい】 昭和54年の開館以来、市内内外および県外からの利用の要望に応える。 【事業実績】 大・小ホールを中心に、市民が生きた文化芸術を体験できる場を提供し、併せて各種サークル等の活動の場を提供し、文化芸術活動の振興を図る。	【評価項目】市民の満足度 ＜自己評価＞2 ＜評価の理由＞令和6年度は、文化会館改修工事の影響で全館貸借休止期間が発生した。そのため市民の文化芸術活動に制限が発生したため。	安全で快適な施設及び設備等の管理・運営を行う。
56	障害者福祉事務事業	障がい、福祉課	障がい者の文化的活動を通じて、障がい者本人が文化活動に参加し、親しみ、また障がい者以外の市民への障がいへの理解を深めるとともに、後援等を行うことによりこれを支援する。	障がい者が行う文化活動や講演会等の後援、市民報やHPによる情報提供を行い、障がい者への理解を深めるとともに、後援等を行う。	【最終：令和7年度】 障がい者に対する理解を深め、誰もが文化活動に参加できる環境をつくる。 【目標設定の理由】 障がい者が無に陥らず、誰もが地域で安心して暮らすこと、市民報やHPは、障がい者に対する理解を深める必要があるため。	【事業実績】 ・平成31年度：後援12件、広報・HPについては、毎月スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会等の開催について掲載している。 ・令和2年度：後援3件、広報・HPについては、毎月スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会等の開催について掲載している。 ・令和3年度：後援3件、広報・HPは、随時スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会について掲載している。 ・令和4年度：後援3件、広報・HPは、随時スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会について掲載している。 ・令和5年度：後援3件、広報・HPは、随時スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会について掲載している。 ・令和6年度：後援3件、広報・HPは、随時スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会について掲載している。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞4 ＜評価の理由＞広報、HPにて、随時スポーツ大会や養成講座、相談会、各種講演会等の開催について掲載した。 ＜評価に対する数値等＞後援3件 【評価項目】障がい者・外国人の参加しやすい環境づくり ＜自己評価＞4 ＜評価の理由＞当事者団体や支援団体等と連携して、障がい者の余暇活動支援事業等の周知を随時行った。	障がい者支援のため、文化活動や講演会等について市民に広く情報を提供し周知するなど、今後も継続して事業に取り組む。
57	市民共生センター運営事業(地域共生型サークルづくり)	障がい、福祉課(市民共生センター)	高齢者や障がい者の団体やサークル等の活動の場を提供するため。	講座の開催のべ56回 【内訳】 ・ババコロン教室 6回 ・寄せ植え教室 1回 ・サウンドテール・カネコ教室 1回 ・パソコンフォワード教室 21回 ・囲碁将棋交流大会・ヒューボウリング教室 1回 ・ちぎり絵教室 3回 ・点字体験教室 5回 ・折り紙教室 3回 ・ポッチャ教室 3回 ・ファミリー・メン・教室 2回	【最終：令和7年度】 高齢者や障がい者の健康増進、居場所づくりを図る。 【目標設定の理由】 本施設の設置目的に基づく。	【事業の効果・ねらい】 高齢者や障がい者の積極的な自立や社会参加を促進し、共生する社会を目指すため。 【事業実績】 延べ参加人数279名(高齢者179名、障がい者56名、健常者44名)	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞3 ＜評価の理由＞高齢者及び障がい者の健康増進・居場所づくりへの貢献や、市民との交流機会としての一定の役目を果たすこととができたと考えられる。 【評価項目】市民への周知度 ＜自己評価＞3 ＜評価の理由＞想定通りの参加者が来館されたことから、広報、HP、チラシに加え、市の公式LINEを活用したことにより、十分な周知が行き渡ったと考えられる。	令和7年度からは、指定管理者制度へ移行するため、本事業に関しては指定管理者が引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、本事業の拡充を図る。

(No.31参照)

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
58	市民共生センター運営事業(ぶくぶくフェスタ)	障がい福祉課(市民共生センター)	障がい者や高齢者など地域に 住むすべての市民が互いに 人権を認め合い、共に生き、 共に支え合う市民社会づくり に向けて、フェスタを開催。 以前は「はなつらつ」のついで として、市民共生センター内 で単独開催されたが、令和2 年度より、「ぶくぶくフェスタ」 として、市文化会館にて障が い福祉課と共催する形となっ た。	「共に生き、共に支える」をテーマに、 ダンスや手話歌の発表、自催者の普及 や発達障がい、知的障がいへの理解促 進を行う。また、当センターで活動中の 団体が手掛けた、絵画や絵手紙、書道 等の作品展示も行う。	【最終:令和7年度】 高齢者・障がい者(児)の参 加促進や、障がい者週間に 合わせて障がいへの理解促 進。	【事業の効果・ねらい】 高齢者・障がい者(児)の参加促進や、障がい者 週間に合わせた障がいへの理解促進のため。 【事業実績】 予定通り実施した。(参加者数約230人)	【評価項目】事業実施による効果・ねらいの設定の妥 当性 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞本事業により、高齢者及び障がい児 者を中心としたサードセクター活動や、各種障がいの内容に ついて、参加された市民への理解を深めたことから、 「誰もが文化活動に参加できる環境づくり」に関して、あ る程度貢献することができたと考えられる。	引き継ぎ、毎年12月の障 がい者週間に合わせた 開催に向けて、広報、 HP、チラシ等による告知 を行う。

⑥ 顕彰の実施

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
59	子ども文化芸術賞	文化振興課	本賞の制定は、当時のロー カルメディアの大きな目 的のうちの一つ、「心豊かな 人と文化を育むまちづくり」 の中の一事業として位置づ けられ、平成20年度に創設。 本市には、豊かな自然環境 や歴史的背景、数多くの文 化財など、優れた風土に恵 まれ、文化に根ざった素養 らしい風量は多数存在し、そ れが人間の感性を豊かに し、文化芸術の振興にも大 きな役割を果たしている。 子どもたちの豊かな感性 を育む上で、文化芸術活 動の推進は極めて重要であり、 様々な文化芸術活動に 子どもたちが応援し、文化 芸術活動への意欲を高めるこ とを目的に顕彰事業を行う。	受賞候補者及び受賞候補団体の公募 を行い、受賞者を決定し、表彰式で表 彰する。 令和6年度は、10月28日から11月10日 まで、受賞候補者や団体の応募を行 い、小・中・高・保・学童を通じた計40件 の応募から、審査会で計20件(「子ども 文化芸術特別賞」2名・1団体、また、「子 ども文化芸術賞」14名・2団体)を受賞 決定。 令和7年3月22日(土)に、市勤労者福 祉センターを会場に受賞者の表彰式を 行い、表彰状及び表彰額、副賞を授与 した。	【最終:令和7年度】 近江八幡市文化振興計画の 基本目標6「協働の仕組みづ くり」に基づく	【事業の効果・ねらい】 次代の担い手である子どもたちの文化芸術活動へ の支援は、地域の文化継承にも繋がる重要事項で ある。少子化の時代背景も受け、幼少期からの文 化芸術活動の活性化は、今後の課題となる。 受賞者自身の意識高揚だけでなく、組織(所属団 体)が活性化され、努力が当市の表参文化の向 上につながる。 【事業実績】 表彰の対象者は18歳以下の市内在住、通学者、 またはそれらの者を主に有する団体。各学校や地 域、市広報・HPで応募を呼びかけ、当賞の認知度 が少しずつ増している。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 2 ＜評価の理由＞応募数が令和6年度は61件、令和6年 度は40件と減少した。応募数は減少したが、申請・推 薦される児童のレベルが年々高まっており、当賞のレ ベルが高まっている。	子どもの文化芸術活動 への意欲を高めること を目的に、今後も継続実 施。

⑦ 文化会館の積極的な利用

番号 再掲	事業名 文化会館自主文化事 業	担当課 (連携団体等) 文化会館	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
							(No.40参照)	

2 文化の情報収集と発信

① 文化情報の収集・発信

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
60	広報事業	秘書広報課	紙媒体の情報発信に始ま り、ケーブルテレビを活用し た情報発信に努めてきた。 近年は、ホームページや SNS等のネット環境を使った 多様な情報発信が求められ ている。 ケーブルテレビ等 広報紙やケーブルテレビ等 を通じて、市内各施設や民 間が行う情報の発信を行 い、市民への啓発を図る。	広報紙、ケーブルテレビ、SNS等を活 用した情報発信および報道機関への 情報提供。	【最終:令和7年度】 広報紙、ケーブルテレビ、SNS等を活用して、適切 に情報提供を行った。 広報紙について、滋賀県広報コンクールにおいて 広報写真の部で、県を代表して全国大会に進出 するなど、手に取ってもらえる広報づくりを努めた。	【事業の効果・ねらい】 適切な時期に正確な情報を市民に発信するため。 【事業実績】 広報紙、ケーブルテレビ、SNS等を活用して、適切 に情報提供を行った。 広報紙について、滋賀県広報コンクールにおいて 広報写真の部で、県を代表して全国大会に進出 するなど、手に取ってもらえる広報づくりを努めた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞広報紙やホームページ、SNSなどを活 用し、必要な情報発信ができています。 広報紙作成においては、手に取ってもらえる紙面作 り、分かりやすい紙面作りを心掛けた。	

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
61	読書活動推進事業 (館報、ホームページ)	図書館	市民への読書普及および生涯学習の推進をはかる。	館報の発行。 ZTVVによるおやすみ本の紹介。 図書館HPVによる行事案内、月替わりのコーナー展示紹介。	【最終：令和7年度】 情報発信(館報・HP)回数 各12回以上 【目標設定の理由】 月1回×12か月	【事業の効果・ねらい】 生涯学習を推進する。 【事業実績】 【館報発行回数】 大人向け、年12回、児童向け、年12回、YA(中高生)向け、年1回 【ZTVVによる本の紹介】 毎月1回、計50冊を紹介した 【図書館ホームページ】 毎月1回以上 【月別コーナー展示】 月替わりのコーナー展示を実施。年間48,565冊貸し出された。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 図書館の情報をホームページや館報などで周知し、本の紹介やZTVVを行った。ホームページなどには、講演会などの周知を随時実施し、きめ細かな情報の提供を行った。 月別コーナー展示では書庫の本や司書のおやすみ本を展示紹介することを利用者の読書領域を広げることが目的として実施しているが、毎利用者よりお褒めのこたえを頂いている。	館報についてはより親しみやすく、図書館利用に役立つような紙面づくりを努める。また、読書離れの傾向にあるYA(中高生)世代に向けて、魅力的な館報の発行を年4回発行する。
62	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化振興課	ウリアム・スレル・ヴォーリスやヴォーリス建築事務所が携わったヴォーリス建築は日本各地に点在し、その多くは保存、活用が行われている。しかし、それぞれの連携が十分でなく、ヴォーリス建築をより広く発信し、啓蒙するためには全国に広がるヴォーリス建築所有者を中心とする広域なネットワークを形成することが求められている。	ヴォーリス建築所有者、研究者を中心とした全国ネットワーク組織(平成19年度発足)に加盟することで、広域的で効果的な普及啓蒙活動を行う。 インターネット(LP、facebook、Twitter)での啓蒙活動。 全国大会開催(西宮市) ヴォーリス建築マップの頒布。(令和2年度に改訂版を作成・配布。) 他	【最終：令和7年度】 市内に残るヴォーリス建築の調査研究と普及啓蒙の推進。 【目標設定の理由】 ヴォーリス建築を中心とした近江八幡市の建築文化やその理念をもととするまちづくりの推進。	【事業の効果・ねらい】 ヴォーリス建築は全国各地に所在しているが、全国的な情報共有等の場がなく、効果的な普及啓蒙活動の困難な状況が見られている。 【事業実績】 ネットワーク組織により、各種事業を実施することで、広域的なヴォーリス建築の情報発信を行うことができた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 幹事を務めるヴォーリス建築全国ネットワークにて、市民や県内外の人びとに近江八幡市のヴォーリス建築に関する歴史文化の情報発信を行うことができた。	ネットワーク加盟団体で、情報交換等を行い、各種普及啓蒙事業を実施することによってヴォーリス建築についての理解を深める。
63	マナビイ通信	生涯学習課	市及び関連施設の行事・講座等を専門的にまとめて広く周知するため、市民への学習機会を提供し、市民への学習成果を生かせる「生涯学習社会」の創出を開始した。	生涯学習の情報を収集し、市民へ提供するため、市及び市関連施設の行事・講座、教室の予定一覧をまとめる。市及び市関連施設の行事・講座を専門的にまとめて広く周知するものが不足していたため。	【最終：令和7年度】 生涯学習の情報を収集し、市及び市関連施設の行事・講座、教室の予定一覧を提供する。 【目標設定の理由】 市及び市関連施設の行事・講座等を専門的にまとめて広く周知するものが不足していたため。	【事業の効果・ねらい】 生涯学習の情報を収集し、市民へ提供するため、市及び市関連施設の行事・講座、教室の予定一覧をまとめる。市及び市関連施設の行事・講座を専門的にまとめて広く周知するものが不足していたため。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 生涯学習の情報を収集した通信、各コミュニケーションや関係施設に配布し、市のホームページにも掲載することができた。紙面の印刷に係る予算が削減されていることから、媒体の種類等を工夫する必要がある。	本通信や、生涯学習に関する情報を、幅広く情報提供ができるように改善していく必要がある。

② 文化団体に関する情報の発信

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
64	広報活動	各学区まちづくり協議会(連携課)	各学区におけるまちづくり協議会の存在や地域文化活動の内容を広く周知し、地域活動の活性化を図る。	各学区まちづくり協議会が取り組み、実施している事業やその実績報告を主に学区区民を対象に周知に努め、各学区における広報紙を発行し、地域活動の活性化を図る。	【最終：令和7年度】 地域の文化活動の内容を広く周知し、地域活動の活性化を図る。 【目標設定の理由】 地域の文化活動の拡充を図るため。	【事業の効果・ねらい】 各学区におけるまちづくり協議会の存在や地域文化活動の内容を広く周知し、地域活動の活性化を図る。 【事業実績】 各学区において毎月「まち協たより」を発行し、生涯学習講座や文化活動、イベントに関する情報を発信されている。カラー印刷やレイアウトの変更により、より多くの学区区民に読みやすいものとなるよう工夫を重ねている。また、10学区においてホームページや情報、予定が学区区民に周知されている。行事や情報、予定が学区区民に周知されている。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞ 各学区まちづくり協議会において月1回「まち協たより」を発行し、文化活動の内容を広く周知するだけでなく、ホームページやSNSを活用しながら広報活動を行い、地域活動の活性化が図られている。＜評価に対する数値等＞ 11学区×12回＝132回	ホームページやSNSを活用した広報が展開されているが、より効果的な広報の方法を研究し、全学区が積極的に地域文化活動を発信できるような支援する。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
65	文化団体機関紙発行 (文化団体活動支援 事業)	文化振興課	近江八幡市文化団体連合会の構成団体である近江八幡市文化協会と安土町文化協会は、連合会設立以前からそれぞれ団体の機関紙を継続発行していた。文化芸術が発信することは、事業内容の周知や参加者募集など、団体の活性化へとつながり、市の文化芸術の発展に寄与するため、補助金交付(事業No.11に含む)により文化団体の活動を支援している。	補助金を活用して機関紙を発行し、近江八幡市文化団体連合会の報告や参加の呼びかけ等を行い、広く市民に周知するほか、各種事業においては案内チラシ等を作成し、配布している。	【最終:令和7年度】 文化団体連合会構成団体の活動や文化情報を幅広く市民に発信する。 【目標設定の理由】 構成団体の活動の活性化と身近に文化芸術に触れる機会を市民に提供するため。	【事業の効果・ねらい】 熱心に活動していても、発信することができなければ認知されない。また、参加を呼び掛けることで、新たに市民が文化芸術に触れる機会が持てる。 【事業実績】 機関紙の発行 「文化のなまこま」は第78号(近江八幡市文化協会が発行、市内全域に全戸配付)。 「塔城」第51号(安土町文化協会が発行、安土地域で各戸配布) その他、各実施事業の案内チラシを発行し、文化団体連合会の事業や活動について周知することができた。	旧市町の団体それぞれで活動形態が異なるため、安土地域での活動は市内全域に発信されていくことが課題としてある。	

③ 文化団体の交流の場の確保

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	市民文化祭共催事業	文化会館				(No.32参照)		

④ 文化情報のネットワークづくり

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会(まちづくり協働課)				(No.33参照)		
再掲	観光プランディング事業	文化振興課				(No.28参照)		

⑤ 近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	人生伝承塾	生涯学習課				(No.12参照)		

⑥ 図書館資料と専門職員の充実

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
66	読書活動推進事業 (資料収集)	図書館	「誰でもかんでも聞ける、調べられる」図書館をめざし、市民のニーズに応じた資料、新着で魅力的な資料を計画的に収集・保存する。	図書館資料の収集、読書環境の充実。	【最終:令和7年度】 市民一人当たりの貸出冊数:継続して前年度比100%以上 【目標設定の理由】 【第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画】指標	【事業の効果・ねらい】 市民の知りたい、読みたいという読書要求に応え、市民の知る拠点としての責任を果たすため、資料整備を行う。 【事業実績】 雑誌を除く資料の購入冊数は、近江八幡図書館8,675冊、安土2,658冊、移動図書館3,821冊。そのうち移動図書館は一般書が1,688冊、児童書2,133冊を購入した。移動図書館の児童書については、公立図書館間問合わせ、すべての園児に共通の絵本体験してもらわず、令和5年度に引き続き、はちぶつ号ニには定番絵本やその複本を揃えた。また、はちぶつ号の方は、普段図書館に来ることができない子ども達に本を身近に感じてもらったため、話題のある本や、子どもたちが今必要としている本をすぐには手渡せるよう、選書した。	市民ひとりひとりの読書要求に応じて、多様な資料を収集し、利用に供する。そのための職員は、資料収集、選書の経験と知識を蓄積していく必要がある。	

② 子どもたちの文化創造体験の拡充

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
70	青少年美術展覧会	学校教育課	市内の幼児・児童生徒の作品を展示し、子どもの豊かな心情を育むとともに、市内各校園所における図工・美術・書写教育の振興と文化の向上を図るため昭和57年より実施。	小中教育研究会と共催で、平面・立体・書写の3部門において各審査員による審査後、特選(県小中教育研究会優秀賞含む)を決定する。また、入選作品3日間文化会館(小ホール、2階展示室)で展示し、児童生徒だけだけでなく、多くの世代の方に鑑賞していただけるようにする。	【最終:令和7年度】 出品数:1,400点 【目標設定の理由】 参加状況を測るため	【事業の効果・ねらい】 毎年、市内保育園所、こども園、幼稚園、小・中学校より1,300点以上の出品があり、校種を超えた子どもたちの貴重な学びの機会であるとともに、多くの世代の方々に鑑賞いただく機会となっている。 【事業実績】 各校園所の子どもたちのすばらしい作品を審査員各1名に見ていただき、審査員は審査員の先生、方から直接、ご指導を受けることができ、講話を各校園所に伝えることで、今後の書写教育、図工・美術教育の指導や学習に生かすことができたと、子どもたちは、異学年の作品を鑑賞することで学びにつながり、今後の作品作りへの意欲を高めることができた。市民の方々は、各校園所での取組を知っていただく機会となった。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞各校園所より1,196点の出品があったため 【評価項目】市民への周知度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞前年度7,251人の来場者が7,373人に増加したため。 【評価項目】市民主体の取組 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞83%の校園所から出品があったため。 【評価項目】市民主体の取組 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞各校園所から出品があったため。	令和6年度も文化会館で開催することができ、多くの方に子どもたちの作品を見ていただくことができました。今後も、市内の子どもたちのすばらしい作品を鑑賞し、向上や創造力を育めるようにする。
71	アートで広げる子ども未来プロジェクト事業	文化振興課	令和4年度からの新規事業。教育現場において基礎学力重視の風潮が高まる中、芸術分野の科目は削減傾向にあり、子どもたちが多様な文化活動の中で自己表現や自己実現する機会が減少している。子どもたちの感性を磨き、豊かな創造性と独創的な自己表現を育む芸術体験を提供し、次世代を担う子どもたちに、文化や芸術を体験する機会を積極的に創出することで、文化の薫り高いまち、文化芸術創造都市の実現に欠かせない人材の育成につなげるとともに、文化芸術の教養・素養を身につけ、子どもたちの人生を心豊かにする。	R6年度 【学校連携プログラム】美術分野や音楽分野、表現の分野のアーティストを、市内の小中学校へ特別授業の特別講師として派遣するアクトリーチ事業 【芸術鑑賞プログラム】小学校4～6年生を対象に実施する舞台芸術鑑賞会との連携協定による文芸セミナーの開催工事に合わせて外壁アートを realization 【音楽振興事業】お出かけ演奏会、キッズオルガン体験教室、ハイブオルガン探検隊を実施。	【最終:令和7年度】 体験者数:毎年度3,500人。 令和4年度から7年度の累計 数:11,000人。 【目標設定の理由】 優れた文化芸術に直接触れる機会を創出し、子どもたちの芸術教育、文化体験の充実を図る。	【事業の効果・ねらい】 【学校連携プログラム】3名の特別講師による各アクトリーチの専門分野によるWSを、市内8校に計39回(82クラス)実施。計2,820名(教諭含)の児童・生徒に対し、豊かな文化芸術体験を通じた自己実現の機会を創出した。 【芸術鑑賞プログラム】音楽「伝統文化」[ミュージカル]鑑賞会と題し、小学校4～6年生児童を各学年計2,557名を対象として舞台芸術鑑賞事業を3公演実施。近隣の県立養護学校から観望希望者を招待し、6名の児童が参加した。派生事業として吹奏楽と和太鼓の「楽器講習会」を、中学校4校90名の生徒および小中学校及びひまわりバンド141名の児童に対し、プロの奏者が技術指導を行った。 【外壁アートプログラム】成安造形大学との連携協定により、文芸セミナー以外壁ARワークショップを開催した。 【音楽振興事業】令和6年度よりアートで広げる子ども未来プロジェクト事業に集約。「お出かけ演奏会」は、6校5園所で計15公演実施し、児童と乳幼児を合わせて763名が参加した。「キッズオルガン体験教室」は、カリキュラムを体験重視型として見直し、児童1名につき3回のレッスンを体験(延べ実施6回)を、また、「ハイブオルガン体験隊」は1回を実施。265名に対して最大級のハイブオルガンを通じて、オルガン音楽や楽器の普及と啓蒙を行った。	児童、教員アンケートを分析のうえ、子どもたちが本物の芸術に触れる機会の創出に向けて継続実施。 参加児童・生徒からのアンケート結果や、教育現場から学習効果について評価が高い。 ＜評価の理由＞児童、生徒の体験者数:学校連携=2,557人、芸術鑑賞=231人	

③ 地域文化振興の担い手の育成

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	音楽振興事業	文化振興課	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性

該当なし

2. 文化によるまちづくり

① 市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
再掲	図書館運営事業(貸館)	図書館				(No.53参照)	4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	
再掲	文化会館管理事業(貸館)	文化会館				(No.54参照)		
再掲	文化団体活動支援事業	文化振興課				(No.11参照)		

② 地域の文化団体による文化活動の推進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
再掲	文化団体活動支援事業	文化振興課				(No.11参照)	4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	
再掲	各学区まちづくり協議会(まちづくり協働課)					(No.33参照)		

③ 学校教育における文化活動の充実

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
再掲	人生伝承塾	生涯学習課				(No.12参照)	4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	
再掲	図書館運営事業(ブックトーク)	図書館				(No.37参照)		
72	図書館運営事業(学校図書館活用支援事業)	図書館	市内の小中学校の図書館活動を支援する。	授業で使う資料や、学級文庫として使う資料を、求めに応じて市内公立小学校・中学校名で団体貸出を行う。	【最終:令和7年度】学校の団体貸出冊数前年度比100%以上 【目標設定の理由】学校図書館をどのくらい支援したかを数値で測るため	【事業の効果・ねらい】調べ学習などにより、生徒自らで資料を探し、調べたいことが増えており、学校図書館の利用が多くなった。公共図書館としては、学校図書館を補完形で、先生や学校司書の求めに応じて授業や学級文庫で使用する資料を貸し出している。 【事業実績】小学校、中学校への団体貸出冊数2,218冊、小学校・学校司書の求めに応じて、また、学校へ児童書のリサイクルを行い、7校に484冊譲渡し、利活用を図った。 (No.34参照)	【評価項目】目標の達成度 <自己評価> 2 <評価の理由> 8中学校への団体貸出冊数2,218冊(令和5年度2,906冊) 前年度比76.3%と大幅に下回った。これは、学校司書の数が増え、学校図書館が機能していることと表れともいえる。	学校の授業のために、図書館が複本を揃えていくのではなく、学校が予算を確保し、調べる学習等を図ることで、学校の図書で対応することが望ましい。今後は学校司書の制度が有効に機能するように、研修などにも取り組む。

④ 医療機関、福祉施設等との連携

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
再掲	やよいコンサート	総合医療センター 総務課				(No.43参照)	4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	
再掲	絵画展示	総合医療センター 総務課				(No.44参照)		
73	市民共生センター運営事業	障がい福祉課(市民共生センター)	高齢者や障がい者の団体やサークル等活動の場の提供のため。	センターの貸館事業や自主事業講座の開催および絵画や書道等の作品展示。	【最終:令和7年度】高齢者や障がい者の積極的な自立や社会参加を促し、共生する社会を目指す。 【目標設定の理由】本施設の設置目的に基づく。	【事業の効果・ねらい】高齢者や障がい者の積極的な自立や社会参加を促し、共生する社会を目指すため。 【事業実績】月平均利用人数:2052人 前年比:-3.2%	【評価項目】事業実施による効果・ねらいの設定の妥当性 <自己評価> 3 <評価の理由> 高齢者・障がい児者を中心とした団体のみならず、一般市民によるサークル等の利用も数多くあった事から、「文化によるまちづくり」について、十分な効果をもたらしたと考えられる。	令和7年度からは、指定管理者制度へ移行するため、本事業に関しては指定管理者が引き継ぐ。民間事業者のノウハウを活用し、本事業の拡充を図る。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
該当なし								

VI 協働の仕組みづくり

1 文化施設の有効活用

① 文化会館の利用促進

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	市民文化祭共催事業	文化会館						

(No.32参照)

② 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性	
74	近江八幡市文化振興 審議会	文化振興課	平成26年3月に制定した市文化振興条例の第16条に基づき、市の文化振興に関する事項について調査・審議する組織として設置した。現在は、主に市の文化振興基本計画に基づく施策の進捗管理に関する審議等を行っている。	市長からの諮問に対し、審議会において検討し答申を出す。文化振興基本計画進捗状況に対する意見。 ・本年度に実施予定の文化振興事業にかかる意見。 ・審議は年2～3回程度。審議員は、学識経験者のほか、公募による市民委員で構成されている。	【最終：令和7年度】市の文化芸術振興を充実させ、個性及び活力の豊かな地域の文化生活の実現を図る。 【目標設定の理由】文化振興基本計画の目的であるため。	【事業の効果・ねらい】文化振興条例に定める文化振興政策についての達成や課題解決に向け、審議会議で頂いた意見や提言を基に文化振興政策の進捗管理を行うことで、一層の文化振興政策の推進を図る。 【事業実績】令和6年度は、審議会を2回開催し、文化振興基本計画の進捗管理を行った。	4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	【評価項目】効果・ねらいの達成に向けてのアウトプーチン自己評価 > 2 < 評価の理由 > 年2回の審議会を開催したが、開始が遅れたため、文化振興施策関連事業への予算措置への反映等が行えなかった。 < 評価に対する数値等 > 審議会開催回数 2回(令和6年度) / 2～3回(通常時)	年間の審議会の開催時期、審議内容について、計画的に行うことで、文化振興施策の推進に繋がる審議会運営を行う。
75	文化振興基本計画進 捗管理	文化振興課	平成26年3月に市文化振興条例が制定され、それを受け平成28年3月に文化振興基本計画が策定された。この計画に基づき、市の文化振興施策が実行されているか、進捗状況を管理することになった。	・市内の文化関連事業を実施する所管課に対し調査シートを配付し、前年度に行った事業についての振り返りを行う。 ・各課からの調査シートのうち、重点的に点検したい事業を抜粋し、市内で組織する「近江八幡市文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会」にて事業の点検評価を行う。 ・プロジェクト委員会で行った点検評価を文化振興審議会に提示し、さらに事業を絞り点検評価を行う。 ・プロジェクト委員会および文化振興審議会から出た意見を、各担当課に返す。また、報告書を作成し、市のホームページで公開する。	【最終：令和7年度】基本計画に基づき、市の文化振興施策が実行されているか定期的に点検評価する。 【目標設定の理由】市文化振興条例に則り、市の文化振興施策を効果的に推進するため。	【事業の効果・ねらい】市文化振興条例に則り、市の文化振興施策を効果的に推進していくために、計画的で組織的な管理体制が必要である。 【事業実績】プロジェクト委員会の実施(8月)文化振興審議会での点検評価(9月)	【評価項目】目標の達成度 > 3 < 評価の理由 > 3 審議会において、進捗状況について、点検・評価を実施したが、実施時期が遅れたため、次年度予算等への反映ができなかった。	令和7年度で文化振興基本計画の計画期間が終わるため、単年度ごととの点検・評価を継続するとともに、令和7年度に実施する10か年の事業総括の準備を行う。また、次期計画策定に向けた準備を進める。	

③ 施設・設備の充実等

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4. 妥当、3.いぼ妥当、2.改善、1.見直し	課題・今後の方向性
76	図書館施設維持管理 事業	図書館	利用者にとって安全・安心な施設であるため、施設・設備の適切な維持管理を行う。	施設および設備の維持管理。	【最終：令和7年度】適切な施設管理及び計画的な修繕・改修を行う。 【目標設定の理由】老朽化した施設の長寿命化を図るため。	【事業の効果・ねらい】適切な維持管理及び計画的な修繕により、施設の長寿命化を図る。 【事業実績】近江八幡図書館は、昇降機修繕・煙感知器取替・本棚転倒防止などの修繕を行った。安土館は、照明器具漏電箇所・自動扉下部振れ止めなどの修繕を行った。いずれも、利用者の安全を最優先し、優先順位の高いものから実施した。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞上記の事業手続の通り、必要な修繕を行い、利用者の安全及び読書環境の整備を行った。したがら、見極める必要がある。	老朽化調査の結果に基づき、優先順位の高いものから修繕改修を実施する。また、修繕の優先順位等、関係部署と協議しながら、見極める必要がある。
77	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課(市民共生センター)	利用者の利便性を図るため、施設・設備の修繕を行う。	高齢者や障がい者等の団体・サークルが安心して利用できるよう施設・設備の維持管理を行う。	【最終：令和7年度】高齢者や障がい者等の団体・サークルが安心して利用できるように「文化施設の有効活用」に基づく。 【目標設定の理由】基本計画「VI 協働の仕組みづくり」の「文化施設の有効活用」に基づく。 【事業設定の理由】下記修繕を行った。 ・男子トイレ掃除用流し排水管つまり修繕 ・フライト取替修繕 ・誘導灯蓄電池改修 ・空調機修繕(緊急のため) ・非常放送設備及び火災通報装置の蓄電池取替	【事業の効果・ねらい】事業10年以上経過しており、所々老朽箇所が増加している。 当センターは、地震等自然災害時の避難場所にも指定されているため、その機能を保持するために施設維持管理が必要不可欠である。 【事業実績】下記修繕を行った。 ・男子トイレ掃除用流し排水管つまり修繕 ・フライト取替修繕 ・誘導灯蓄電池改修 ・空調機修繕(緊急のため) ・非常放送設備及び火災通報装置の蓄電池取替	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞今年度に関しても、修繕を要すべき箇所は修繕を行えたことから、目標に関しては十分に達成できていると考えられる。	市民共生センター本館に関しては、令和7年度より指定管理者制度に移行するため、駆動的修繕に関しては指定管理者の予算で対応する。修繕の累計額が50万円を超えるか、1件の金額が50万円を超える場合、市の予算で対応する。市民共生センター分館に関しては、将来売却す最底限の範囲で対応する。
78	文化関連施設維持管理(指定管理施設)	文化振興課	文化芸術的活動の拠点となる市内の文化施設を適正に維持管理及び運営し、利用者の満足度向上を図るため、施設の継続的な修繕等が必要となる。	文化施設が有効かつ安全にご利用できるよう維持管理と運営を指定管理者に業務委託し、連携することで適切な維持管理を行う。 【施設】特別史跡安土城跡ガイダンス施設、資料館、重要文化財西川家住宅、かわらけの郷公園	【最終：令和7年度】施設の維持管理に必要な修繕等を実施し、施設利用者が利用しやすい環境を整える。 【目標設定の理由】市民が自主的な文化施設の適切な維持管理により、市民が主体的な文化活動が行える場を継続的に提供するため。	【事業の効果・ねらい】文化施設の適切な維持管理により、市民が主体的な文化活動が行える場を継続的に提供するため。 【事業実績】施設の維持管理のため、適切な修繕を行った。特別史跡安土城跡ガイダンス)トイレ改修工事、多目的広場除草 【資料館】(旧西川家住宅)建築物定期点検、建築設備・防火設備点検 【かわらけの郷公園】レストラン厨房排気ファン修繕、防犯カメラ 【文芸の郷公園】レストラン定期点検、建築設備・防火設備点検 等	【評価項目】目標設定の妥当性 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞文化振興基本計画に定める施設整備による環境づくりと合致する事業であるため。	施設の老朽化や災害等による破損等が生じた場合、利用者が安全に施設を利用できるよう、早急に対応する。
79	文化関連施設維持管理(文化会館)	文化会館	市民の文化芸術や文化団体等の活動の場を提供し、安全で快適に利用できるよう施設の管理を行う。	施設(資料)の維持管理及び修繕	【最終：令和7年度】市民が安全で快適に利用できるよう維持管理に努める。 【目標設定の理由】市民の文化芸術活動の場を維持していく必要があると考えるため。	【事業の効果・ねらい】設備が老朽化し、耐用年数を過ぎており、改修を行わなければ使用上危険や不具合が生じる恐れがあるため、また、施設の適切な維持管理を行い、利用者の安心・安全確保が必要。 【事業実績】令和6年度には、文化会館改修工事を実施し老朽化した外壁を更新し、エレベーターの新設、トイレの改修等、利用者がより利用しやすい環境作りができた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価の理由＞改修工事を実施し、目標は達成したと考える。	築45年を過ぎ、施設や設備の経年劣化が激しいため、順次改修等を行うため、利用者が安心・安全に施設を利用できる環境を整備する。

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当、3:ほぼ妥当、2:改善、1:見直し	課題・今後の方向性
80	文化会館整備事業 (文化会館)	文化振興課	市民の文化活動の拠点となる文化会館は、建築から40年以上が経過し、老朽化が顕著なことから、市独自の施設計画に沿って、長寿命化のための大規模改修や、修繕等を行う。また、エレベーターや十分な数の洋式トイレが設置されていないことから、利便性を高めるための改修を行う。	文化会館は建築から40年以上が経過し、施設と設備の老朽化が顕著であり、市民の文化活動の拠点となる施設であることから、市独自の施設計画に沿って、長寿命化のための大規模改修や、修繕等を行う。また、エレベーターや十分な数の洋式トイレが設置されていないことから、利便性を高めるための改修を行う。	【最終：令和7年度】 長寿命化に必要な工事を行い、市民の文化活動の拠点として利用する。 【目標設定の理由】	【事業の効果・ねらい】 施設利用者が安心、安全に施設を利用できる環境をつくり、利便性を高めるため。 【事業実績】 各種工事等を実施し、施設及び設備の整備を行った。 【工事】 文化会館改修工事（～令和7年8月31日まで） 【設備】 小ホール音響調整卓購入。	市民の文化芸術活動の推進及び文化芸術創成を行う。また、整備にあわせ、近江人権市文化会館の構内方検針委員会からの提言内容に基づき、条例改正や運営体制の見直しなど、市民に広場としての文化会館を目指す。	
81	文芸セミナー等長寿命化整備事業	文化振興課	建設から30年が経過し、老朽化が顕著な安土文芸の郷公園の各施設について、平成28年度に策定した「安土文芸の郷公園長寿命化計画」に沿って、社会資本総合整備交付金を活用して、文芸セミナー、安土城主信長の館等の大規模改修を実施する。	平成28年度に策定した「安土文芸の郷公園長寿命化計画」に沿って、社会資本総合整備交付金を活用して、文芸セミナー、安土城主信長の館等の大規模改修を実施する。	【最終：令和7年度】 長寿命化対策に係る工事を完了し、公園施設利用者が利用しやすい環境を整える。 【目標設定の理由】	【事業の効果・ねらい】 施設利用者が安心、安全に施設を利用できる環境をつくり繋げる。 【事業実績】 各種工事等を実施し、施設及び設備の整備を行った。 【工事】 安土城主信長の館エリア内トイレ改修工事、安土文芸の郷公園 スペース広場四阿・シエルター改修及び公園内サイン改修工事、旧あど木っずプラント遊具等解体工事	長寿命化対策が終了したため、事業を休止させた。今後は、予防保全を含めた維持管理に努める。	
82	市民共生センター整備事業	障がい福祉課(市民共生センター)	市民共生センターにおいては、設立から20年を経過しており、設備の老朽化が進行しているため、整備を行う。	市民共生センターにおいて、老朽化した設備の取替工事を行う。	【最終：令和7年度】 施設の長寿命化および施設利用における快適性の向上。 【目標設定の理由】 基本計画「VI 協働の仕組みづくり」の「文化施設の有効活用」に基づく。	【事業の効果・ねらい】 施設利用における、快適性・照明のLED化により、脱炭素及び省電力化を図る。 【事業実績】 以下の工事を実施した。 高圧設備機器の部品取替、故障した空調機の整備、水銀灯・一部の蛍光灯のLED化、多目的トイレ自動ドアの取替、調理室の給湯器の更新、女子トイレの一部ウォッシュレットの更新	本事業は、令和6年度で一旦終了とし、今後修繕等が発生した場合は、「市民共生センター」施設維持管理事業」で対応する。 令和8年度以降、空調設備の更新等の大規模工事を計画しているため、着手に伴い再開する予定。	

④ 県・近隣市町との交流・連携

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
83	信長サミット	観光政策課	織田信長との間わりを大切にし、魅力あるまちづくりを目指すことを目的とし、加盟市町との交流を深めると共に、加盟市町から自治体のPRを行う。	織田信長にゆかりのある市町との交流を進め、歴史、観光、文化、産業の振興を推進する。 具体的には、それぞれの市町の観光部局の担当者会議及びサミットを開催している。(担当者会議、サミットともに2年に1度)	【最終:令和7年度】 - 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 織田信長ゆかりの間係市町が一堂に会し、観光、文化、産業の振興を根幹とするまちづくりを共に考え、交流を深め、まちづくりに対する思いを共有できる貴重な事業となっているため。 【事業実績】 信長サミットは隔年開催のため、令和6年度は実施なし。	【評価項目】 ＜自己評価＞ - ＜評価の理由＞ - ＜評価に対する数値等＞ -	NHK大河ドラマ「豊臣兄弟」の放送に向けて、サミットを継続することで加盟市町の連携強化、歴史、観光、文化、産業の振興を図る。

④ 県・近隣市町との交流・連携

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
84	広域観光おとび女好 都市交流事業	観光政策課	周辺市町・関連自治体の観光施策と連携し、宿泊型・滞在型観光を促すとともに広域連携による他団体もつ観光資源を活用して効果的な観光振興を図る。	広域の観光協議会等に参加し、県域及び広域的な観光振興を推進し、効果的な事業及び情報宣伝活動を展開する。(公社)びわこびわ湖ビジネスセンター(東城)、歴史街道推進協議会(近畿圏地域)、東近江観光振興協議会(東近江地域)、滋賀ロケーションオフィス(県域)との相互協力により、観光イベントや各種Web掲載等の観光情報発信を行う。	【最終:令和7年度】 - 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 本市の観光が比較的短時間の見て回り中心から、宿泊・滞在型へ転換を図る方策として、広域連携による観光資源の相互活用やそれらの情報発信を広域的に行うことが有効である。 【事業実績】 広域の観光協議会等に参加すること、他市との連携や広域的な情報収集及び情報発信を行った。	【評価項目】 ＜自己評価＞ - ＜評価の理由＞ - ＜評価に対する数値等＞ -	参画市町と密に連携をとり、滞在・周遊型の観光商品企画などを実施する。
再掲	ヴォーリス建築文化 ネットワーク	文化振興課				(No.61参照)		

2 市民との協働

① 市民文化活動への支援の拡充

番号	事業名	担当課 (連携団体等)	事業の目的	事業内容	事業実施により 目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標 4:妥当,3:ほぼ妥当,2:改善,1:見直し	課題・今後の方向性
再掲	図書館運営事業(貸 館)	図書館				(No.53参照)		
再掲	文化団体活動支援事業	文化振興課				(No.11参照)		
85	文化関連事業に対する 後援	文化振興課	全国の自治体において、文化等の振興、その他福祉の増進に寄与する目的を持つ事業に対し、後援名義の使用承認及び市長賞等の交付を行っている。	事業等の実施により、市政の発展と向上に大きく寄与すると見込まれる内容に対し、後援及び賞状交付の基準に合致する事業について、後援名義の使用承認及び市長賞の交付を行う。	【最終:令和7年度】 - 【目標設定の理由】 -	【事業の効果・ねらい】 団体が主催する各種の事業や行事等に対し、市がその趣旨に賛同し奨励の意を表して後援名義を使用承認することで支援し、本市の推進する目的達成を目指す。 【事業実績】 令和6年度において、文化振興課で事務手続を行った件数は21件。(令和5年度は27件) 各主催団体において、本市の後援名義使用承認を受けた事業については、信頼性を高く得られる結果につながっている。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価の理由＞ 各主催団体において、本市の後援名義使用承認を受けた事業については、信頼性を高く得られる結果につながっている。	文化振興課で後援名義使用を承認・非承認を審査する文化事業等について、件数が市民の文化活動等の活発化を推し計る指標となる。継続して後援承認業務を行う。

② 市民が主役の文化振興の仕組みづくり

番号	事業名	事業の目的	事業内容	事業実施により目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
再掲	図書館運営事業(貸館)			事業実施により目指す姿・目標		4.妥当、3.ほぼ妥当、2.改善、1.見直し	
再掲	文化団体活動支援事業				(No.53参照)		
					(No.11参照)		

③ 市民参画・協働型事業の充実

番号	事業名	事業の目的	事業内容	事業実施により目指す姿・目標	事業の効果・実績	評価指標	課題・今後の方向性
86	広聴事業 未来を築く 提言	市民の行政へのアイデアや提言を聴き、市政に反映させる。	市長への手紙等の対応や、市長とはちまんな夢トークの開催。	【最終：令和7年度】市民の提言を参考に、市民に寄り添った市政運営に努める。	【事業の効果・わらわら】市民の市政へのアイデアや提言を聴き、市政に反映させるため。 【事業実績】市長への手紙では、マイナハンバーカードの休日交付や通学路の安全対策などの提案を受けた。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価理由＞ 提言を必ず政策に反映するものではないが、市民が意見を言いやすい環境整備と共に、実際に担当所員に共有するよう努めた。	
87	図書館資料リサイクル	令和2年度より事業開始。近江八幡市立図書館除籍基準に則り、長年廃棄本を古紙回収に出していたが、図書館において一定の役目を終えた本を必要としている人に活用してもらうことを目的に、公募した市民団体へ無償譲渡し、安価な価格で販売し、得た収益を市民に還元する事業を実施する。	「近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業」により、市民団体に図書館の除籍本を譲渡し、リサイクル販売のもと、市民への還元事業を行う。	【最終：令和7年度】毎年、還元事業等を実施する。	【事業実績】図書館から5,035冊の除籍本を譲渡し、近江八幡図書館2階の八幡山城展示室にて月2日リサイクルを実施した。近江八幡図書館で1,331冊が売れた。この収益で、近江八幡市立図書館主催の安土図書館30周年記念事業「はやしませすま・中野順哉・中学生による「わらわら」と本のトークショー」、また近江八幡市教育委員会主催の料中李衣氏による研修会と講演会に協賛した。また、雑誌スポンサーとして4誌の協力をいただいている。	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 4 ＜評価理由＞ リサイクル本1,331冊が売れ、収益で講師謝金、講師旅費・宿泊代、雑誌スポンサー制度の雑誌誌の購読料を負担した。また、還元事業の講演会、トークショーの参加人数も多く、市民の満足度が高められた。	
88	近江八幡市障がい児者の居場所づくり事業	障がい児者の居場所(余暇を過ごすための場所)については、障がい児者地域自立支援協議会余暇活動支援プログラム、フロンティアチーム、障がい福祉施設整備検討部会での課題でもあり、特別支援学校保護者の会からの要望もあり、その家族においても、公共の施設等に長時間過ごすのが難しく、雨等で屋外で過ごせない場合、行く場所が無踏まえて、障がい児者が気軽に訪れることができる場所を確保するため、令和4年10月より、「近江八幡市障がい児者の居場所づくり事業」を開始した。	障がい児者に向けて、運動・遊戯・体息・交流等の為の場所を提供する。	【最終：令和7年度】障がい児者及びその家族等が抱える、居場所に関する悩みを解決。 【目標設定の理由】本事業開始に至った要望等に基づく。	【事業の効果・わらわら】障がい児者及びその家族等が抱える、居場所に関する悩みを解決の糸口となる。当事者同士及びその家族との交流の機会を提供する。 【事業実績】令和6年度については、月1回、第3日曜日に実施した。(12月、1月は第3日曜日のみ実施) ・4月 32名(利用者2名、同伴者12名、協力者8名) ・5月 28名(利用者9名、同伴者9名、協力者10名) ・6月 42名(利用者16名、同伴者16名、協力者10名) ・7月 37名(利用者14名、同伴者13名、協力者10名) ・8月 29名(利用者13名、同伴者8名、協力者8名) ・9月 35名(利用者14名、同伴者14名、協力者7名) ・10月 33名(利用者16名、同伴者12名、協力者5名) ・12月 24名(利用者8名、同伴者8名、協力者8名) ・1月 12名(利用者5名、同伴者3名、協力者4名) ・2月 40名(利用者16名、同伴者18名、協力者6名) ・3月 35名(利用者13名、同伴者9名、協力者13名)	【評価項目】目標の達成度 ＜自己評価＞ 3 ＜評価理由＞ 月平均約31.5名の来場となっており、ほぼ想定通りの来場実績となった。このことから、障がい児者が余暇を過ごすための居場所として、当事者及びその家族連れの交流の場としての機能がある程度働いていると考えられる。	広報、HP、公式LINE等を活用し、より多くの障がい児者の参加を呼びかける。 利用者が飽きることなく長期間に渡る参加を促すため、会場のレイアウト等に工夫を凝らす。 令和7年度より指定管理者制度への移行を行うため、民間業者のノウハウを活用して、事業内容の充実を図る。

※11月は館内工事のため実施なし。

(参 考 资 料)

(前文)

近江八幡市は、世界有数の古代湖である琵琶湖とその内湖、水路などに象徴される景観と多様な動植物の生態がみられる豊かな自然に抱かれている。

歴史文化に目を向ければ、古来よりの歌どころである老蘇の森、県内では最古最大級の瓢箪山古墳、戦国の雄たちの居城であった観音寺城、安土城、八幡山城など、著名な史跡に恵まれ、中山道、朝鮮人街道、八風街道などの陸路と湖上水運の要所として人と物資の往来が絶えず、いつの時代にあっても豊かな生産力が維持されていた。

このような豊かさを背景に持つわたしたち近江八幡市民は、自然や風俗・習慣・歴史などの文化の恵みを、市民共有の財産としている。社会をめぐる諸条件の変化により、伝統的な文化や価値観の継承が困難となりつつある今日、次の世代に引き継ぐこと、また様々な新しい文化を理解し調和させていくことなど、意識的な取り組みが必要となっている。そのために、私たちは地域の歴史と風土に学び、地域の良さをあらためて認識することに努め、それらを活かした多彩な文化活動の振興を図るものとする。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性及び活力の豊かな地域の文化の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用したもの。）等の芸術、地域において継承されてきた文化的資産（有形及び無形の文化財、生活文化等）、人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景等をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

(1) 文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動に参加できる環境の整備が図られなければならない。

(2) 市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

(3) 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

(4) 先人たちの営みによって築かれた文化が市民共有の財産としてわかちあわれ、次代に引き継がれるよう配慮されねばならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動を担う主体であることに鑑み、様々な機会を通じ相互に理解し、尊

重し、交流を深めることにより文化の振興に寄与するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 広く市民の意見が反映されるようにすること。

(2) 文化活動を行う団体及び個人(以下「団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

3 市は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制の整備、財政上の措置に努めるものとする。

4 市は、市が実施する各種の施策において、文化振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、団体等の自主性及び団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動及びその相互の連携が促進されるよう、助言、環境の整備その他の支援を行うものとする。

(文化振興基本計画)

第6条 市長は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くとともに、第16条に定める近江八幡市文化振興審議会に意見を求めるものとする。

(多様な文化資源の把握等)

第7条 市は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(協働の仕組みづくり)

第8条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、教育機関等及び市との間における様々な協働が活発に行われるように、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとする。

(子ども、高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第9条 市は、全ての市民の文化活動への参加を実現するため、文化活動の範囲を制約されがちな子ども、高齢者、障がい者等が文化に親しみ、これに参加し、又は自主的な文化活動が活発に行われるよう施設の整備、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流)

第10条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を

講ずるものとする。

(歴史的文化遺産)

第11条 市は、地域の文化財、伝統的な行事等の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに伝統的な芸能の継承及び発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備及び公開に努めるとともに、伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域産業の振興)

第12条 市は、市民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第13条 市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(文化的都市景観の形成)

第14条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(顕彰)

第15条 市は、文化の振興に関し功績のあった団体等の顕彰に努めるものとする。

(審議会)

第16条 市における文化振興に関する事項について調査及び審議するため、近江八幡市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 文化振興基本計画の策定に関する事項
- (2) その他文化の振興に関する重要事項

3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織し、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者(文化に関し識見を有する者を含む)
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 令和7年度近江八幡市文化振興審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属等
会 長	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
副会長	辻 喜 代 治	成安造形大学名誉教授
	國 松 完 二	近江八幡市図書館協議会会長
	高 島 知 佐 子	静岡文化芸術大学教授
	浅 岡 徹 夫	近江八幡市文化団体連合会会長
	疋 田 三 保	社会福祉法人グロー 上席専門員
	中 西 和 子	公募委員
	雪 吹 薫	公募委員
	上 野 智 士	校園所長会 会長
	三 橋 亮 子	公立保育所・幼稚園・子ども園園長会

3. 令和7年度近江八幡市文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員名簿

(敬称略、順不同)

所属	職名	氏名
人権・市民生活課	課長補佐	片山 香織
障がい福祉課	副主幹	鳥井 彩望
教育委員会 学校教育課	指導主事	澁谷 吉紀
教育委員会 生涯学習課	主任主事	西嶋 幸
教育委員会 図書館	館長補佐	伊藤 亜希子
観光政策課	課長	黒川 崇
まちづくり協働課	課長	岡田 明
文化会館	主事	津田 雄一
総合政策部 文化振興課（文化財保護G）	技師	和田 亮平

事務局：総合政策部 文化振興課（文化振興G）